

参考資料：行動計画(工程表)

- 1-1 低炭素都市づくりの推進
- 1-2 環境対応車の開発・普及、最適な利活用の推進
- 1-3 交通流対策等の推進
- 1-4 公共交通機関の利用促進
- 1-5 物流の効率化等の推進
- 1-6 鉄道・船舶・航空における低炭素化の促進
- 1-7 住宅・建築物の省エネ性能の向上
- 1-8 下水道における省エネ対策等の推進
- 1-9 建設機械の環境対策の推進
- 1-10 温室効果ガス吸収源対策の推進

背景・課題

○環境負荷が少なく、また高齢者も安全、安心に暮らすことのできる低炭素で持続可能な都市の実現を目指し、スマートウェルネス住宅・シティの推進や低炭素化に資する成功事例の蓄積に取り組むことが課題。

主要施策

I スマートウェルネス住宅・シティをはじめとした低炭素都市づくりの実践

新規性の高い施策

○スマートウェルネス住宅・シティの実現

・高齢者をはじめ多様な世代が交流し、安心・健康・省エネでバリアフリーにも配慮した「スマートウェルネス住宅・シティ」を実現し、次世代の住宅・まちづくり産業の創出を図る。このため、2020年までに高齢者人口の3%～5%の高齢者向け住宅を確保し、生活支援施設を併設している公的賃貸住宅団地(100戸以上)の割合を25%まで増加させるなど、多様な取組みを総合的に支援するとともに、既存住宅の建物評価に係る指針策定や事業者間連携の強化により中古住宅流通市場の活性化を図る。

○低炭素まちづくりの推進

・低炭素まちづくり計画の作成や事業実施に対する税財政支援等を通じ、地域の特性に応じた低炭素都市づくりを支援。この際、地域において効率的・効果的な低炭素都市づくりが可能となるよう、「低炭素まちづくり計画作成マニュアル」において、施策ごとのCO₂削減・吸収効果の算定手法を提示したところであり、今後も、算定事例を踏まえながら算定手法の充実・改善を検討。【平成26年1月末時点：全国5市町村で計画作成済】

○集約型都市構造の実現

・高齢者等の暮らしを支える医療・福祉施設や日常生活に必要な小売店舗等の都市機能の集約化とこれと連携した公共交通機関の一体的な利用を推進。

○エネルギー面的利用の推進、○地区・街区レベルでの包括的な都市環境対策の推進、○多元的再生水利用の推進、○下水処理場の地域バイオマスの活用拠点化、○官民連携による下水熱利用の推進

・都市エネルギーシステムの低炭素化について、地区・街区レベルでのエネルギーの面的利用、都市内の水の循環利用、バイオマス・排熱の有効利用等を推進。

○集約型都市構造を形成する緑のあり方の検討

・水と緑のネットワーク形成、風の道の確保によるヒートアイランド対策等を推進

○省エネ法による住宅・建築物の省エネ性能の向上

・省エネ措置の努力義務、届出義務等により、住宅・建築物の省エネ性能の向上を促進。

○住宅の省エネ改修促進税制による住宅の省エネ性能の向上の支援

・所得税及び固定資産税の特例措置を実施する。

○住宅・建築物省CO₂先導事業、住宅・建築物省エネ改修等推進事業、住宅のゼロ・エネルギー化推進事業、長期優良住宅化リフォーム推進事業

○中小事業者等の省エネ対策に係る施行技術等の導入の促進

○住宅・建築物に関する総合的な環境性能評価手法(CASBEE)の開発・普及

・総合的な環境性能として一体的に評価する建築環境総合性能評価システムの開発・普及を推進。

○エコまち法に基づく住宅・建築物の普及

・エコまち法に基づく低炭素建築物の認定制度により、低炭素建築物の普及を促進。

○低炭素住宅普及促進税制の実施

・認定低炭素住宅に係る所得税及び固定資産税の特例措置を実施する。

○住宅性能表示制度の普及推進

・住宅品質確保法による、省エネルギー性能等を表示する住宅性能表示制度の普及を推進。

○建築物省エネルギー性能表示制度(BELS)の開発・普及

・非住宅建築物の省エネルギー性能を表示する制度の普及を推進。

1-1 低炭素都市づくりの推進②

主要施策

- 長期にわたり使用可能な質の高い住宅の普及促進
 - ・長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく長期優良住宅の認定制度により長期にわたり使用可能な質の高い住宅の普及を促進。
- 長期優良住宅普及促進税制の実施
 - ・認定長期優良住宅に係る所得税、登録免許税、不動産取得税、固定資産税の特例措置を実施する。
- 住宅履歴情報の整備
 - ・設計図書や施工内容等の情報が確実に住宅履歴情報として蓄積され、活用される社会的仕組みの普及を推進する。
- 炭素固定に資する木造住宅の振興

その他

○「1-1 低炭素都市づくりの推進」に資する施策として、上記以外に、まち・住まい・交通の創蓄省エネルギー化、社会資本整備総合交付金を活用した地域の創意工夫による省エネ住宅等の普及促進、長期優良住宅に対応した住宅ローンの実施、証券化支援事業の枠組みを活用した優良住宅取得支援制度による省エネルギー性に優れた住宅の誘導、官庁施設における木材利用の推進、北海道環境イニシアティブの推進がある。 ※別表(各施策一覧表)の表1(15、16頁)参照。

行動計画

取組内容	平成26年度 (2014年度)	27年度 (2015年度)	28年度 (2016年度)	29年度 (2017年度)	30年度 (2018年度)	31年度 (2019年度)	32年度 (2020年度) 計画期間末	【中期】 42年度 (2030年度)	【長期】 62年度 (2050年度)
スマートウェルネス住宅・シティをはじめとした低炭素都市づくりの実践	<ul style="list-style-type: none"> ・先導的プロジェクトの実施 ・全国展開 <p>(サービス付き高齢者向け住宅等の整備、生活拠点の集約化、ICTを活用した高齢者等の見守り・生活支援、街なか誘導、公共住宅団地等の建替え等における福祉施設拠点化、民間等による省エネ・省CO2技術の普及啓発)</p>		<p>省エネ性能等に優れ、高齢者等が安心して健康に暮らし、移動することができる住宅・まちづくり・交通の実現 (「スマートウェルネス住宅・シティ」を実現し、次世代の住宅・まちづくり産業を創出する)</p>						
	<ul style="list-style-type: none"> ・公民のストック活用に向けた取組の強化 <p>(不動産の流通促進、有効活用)</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者人口に対する高齢者向け住宅の割合 0.9% (2005年)→3～5% (2020年) ・生活支援施設を併設している公的賃貸住宅団地(100戸以上)の割合 16% (2009年)→25% (2020年) ・中古住宅流通・リフォーム市場の規模を倍増 10兆円(2010年)→20兆円(2020年) ・2020年までに中古住宅の省エネリフォームを倍増 ・2020年までにゼロエネルギー住宅を標準的な新築住宅に 						
	<p>低炭素まちづくり計画に基づく取組の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市機能の集約化と公共交通機関の利用促進の一体的な推進 ・都市におけるエネルギーシステムの低炭素化の推進 ・水と緑のネットワーク形成、風の道の確保等による都市の低炭素化の推進 								

1-2 環境対応車の開発・普及、最適な利活用の推進

背景・課題

○我が国におけるCO₂総排出量の約2割を占める運輸部門のうち、約9割が自動車分野であるため、新車の環境性能の向上対策等が重要な課題。

主要施策

I 自動車の燃費の改善

・2020年度乗用車燃費基準の導入により、自動車メーカー等に対し、世界最高レベルの燃費改善に向けた技術革新を促進。

II 環境対応車の普及促進等

・環境性能に優れた自動車に対する導入補助や税制優遇(エコカー減税等)、次世代大型車の開発支援を実施。

III エコドライブ等の推進

・環境に優しい自動車の使い方の浸透を図るため、「エコドライブ10のすすめ」や「エコドライブ管理システム」の普及啓発を推進。
・関係団体による自主的なラベリング制度等により、エコタイヤの導入を促進。

行動計画

取組内容	平成26年度 (2014年度)	27年度 (2015年度)	28年度 (2016年度)	29年度 (2017年度)	30年度 (2018年度)	31年度 (2019年度)	32年度 (2020年度) 計画期間末	【中期】 42年度 (2030年度)	【長期】 62年度 (2050年度)
燃費性能の高い自動車の普及促進	エネルギーの使用の合理化等に関する法律に基づく燃費基準(トッランナー基準)の策定及び燃費基準の達成レベルの評価・公表を行い、燃費性能に対する一般消費者の関心と理解を深め、燃費性能の高い自動車の普及を促進								
技術開発の促進	環境性能に優れた自動車に対する税制優遇を実施し、技術開発を促進								
ガソリン乗用自動車の2020年度燃費基準に対する新車平均燃費の達成度合(95.56%(平成24年度))							100%		
環境対応車の普及促進 次世代大型車開発・実用化 促進事業	環境性能に優れた自動車に対する導入補助や税制優遇等を実施し、普及・技術革新を促進								
新車販売に占める次世代自動車の割合(19.7%(平成24年度))							最大50%	50~70%	
「エコドライブ10のすすめ」等によるエコドライブの普及・推進	関係4省庁によるエコドライブ普及連絡会を中心とした広報活動等の実施								

1-3 交通流対策等の推進

背景・課題

- 自動車からのCO₂排出量を削減するためには、交通流の円滑化に伴う走行速度の向上により、実効燃費を改善させることが重要。
- また、LED道路照明灯の整備など、道路施設における省エネルギー化の推進が重要。

主要施策

I 道路ネットワークを賢く使う交通流対策の推進

- 道路ネットワークの整備
 - ・環状道路等幹線道路ネットワークをつなぐとともに、交差点改良など交通容量の拡大を実施。
- 高速道路の料金施策の効果的な運用、OVICS普及促進
 - ・道路ネットワークを賢く使うため、高速道路料金の効果的な運用や適切な経路選択に効果的なVICISの普及を促進。
- ETC利用促進
 - ・有料道路におけるETC利用を推進。
- 路上工事の縮減
 - ・工事の共同施工や集中工事、共同溝の整備等により路上工事の縮減を実施。
- 開かずの踏切等の対策
 - ・「開かずの踏切」、「交通が集中する踏切」等の解消を推進。
- 自転車利用環境の整備・支援
 - ・自転車道などの自転車走行空間や自転車駐輪場の整備を推進し、自動車から自転車への利用の転換を促進。

II 道路施設の低炭素化 新規性の高い施策

- LED道路照明灯の整備
 - ・道路照明灯の新設及び更新にあたり、省エネルギー化に向けLED道路照明灯の整備を推進。
- 道路橋の長寿命化
 - ・損傷が深刻化してから大規模な修繕を実施する事後保全型維持管理から、損傷が軽微なうちに補修を行う予防保全型維持管理へ転換し、道路ストックの長寿命化を推進。

行動計画

取組内容	平成26年度 (2014年度)	27年度 (2015年度)	28年度 (2016年度)	29年度 (2017年度)	30年度 (2018年度)	31年度 (2019年度)	32年度 (2020年度) 計画期間末	【中期】 42年度 (2030年度)	【長期】 62年度 (2050年度)
道路ネットワークを賢く 使う交通流対策の推進	道路ネットワークをつなぎ賢く使うとともに、路上工事の縮減、開かずの踏切対策、自転車ネットワークの整備等を実施								
道路施設の低炭素化 の推進	LED道路照明灯の整備、道路橋の長寿命化を実施								

背景・課題

○我が国におけるCO₂総排出量の約2割を占める運輸部門のうち、約9割が自動車分野であることから、自動車の燃費改善等の取組に加え、より環境負荷の少ない公共交通機関への誘導を図るため、鉄道やバス等の利用者利便の向上が重要な課題。

主要施策

I 鉄道・バス等の利便性向上

○鉄道駅の総合的な改善

・鉄道利用者の安全性や利便性の向上を図るために、市街地再開発事業、土地区画整理事業、自由通路の整備等都市側の事業と一体的に鉄道駅のホームやコンコースの拡幅等を行い、駅機能を総合的に改善するなど、地域の中心である鉄道駅及びその周辺を整備。

○駅前広場交通結節点整備

・鉄道駅等交通結節点において、乗り継ぎ・積み換えの改善や歩行空間のバリアフリー化を図るため、駅前広場・交通広場、アクセス道路、駅自由通路、パークアンドライド公共駐車場等を整備。

○鉄道駅のバリアフリー化

・高齢者や障害者等が鉄道または軌道を安全かつ円滑に利用できるようにするため、鉄軌道駅におけるバリアフリー化を推進。

○幹線鉄道等の活性化

・「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」による総合連携計画に基づき、法定協議会等が行う鉄軌道の利便性向上や利用の活性化を図るための施設整備を推進。
・貨物鉄道線を旅客線化することにより、既設路線との結節による鉄道ネットワークの形成及び既設路線の混雑緩和を推進。

○地下高速鉄道の整備

・大都市圏における通勤・通学混雑緩和、駅等交通結節点を中心とした沿線地域の活性化を図るなど、都市機能を再生し、魅力ある都市を創造するために地下高速鉄道の新線建設等を推進。

○都市鉄道の利便増進

・既存ストックを有効活用し、都市鉄道の利便の増進を図るため、連絡線等の整備による速達性の向上、周辺整備と一体的な駅整備による交通結節機能の高度化を推進。

○空港アクセスの改善に向けた検討

・空港利用者の鉄道の利用促進を図るため、速達性・利便性の向上に資する空港アクセス鉄道整備に向けた検討。

○LRTの導入促進

・環境に優しく利用者本位の交通体系を構築するため、まちづくりと連携したLRTシステムの整備を推進。

○バスロケーションシステム等によるバス利用促進

・バスロケーションシステムの整備等について支援し、バスの利便性向上を通じてバス利用の促進。

II モビリティ・マネジメントの推進

・地域におけるエコ通勤の普及・促進に向け、エコ通勤優良事業所認証制度の認証事業所数を増加。

1-4 公共交通機関の利用促進②

行動計画

取組内容	平成26年度 (2014年度)	27年度 (2015年度)	28年度 (2016年度)	29年度 (2017年度)	30年度 (2018年度)	31年度 (2019年度)	32年度 (2020年度) 計画期間末	【中期】 42年度 (2030年度)	【長期】 62年度 (2050年度)
鉄道新線整備・既存鉄道利用促進	鉄道新線の整備及び既存鉄道の利用促進を実施								
バスの利便性向上 (例:ノンステップバスの普及、共通ICカードの導入、バスロケーションシステムの整備等)	バスの利便性向上を実施							—	—
モビリティ・マネジメントの推進 (例:エコ通勤優良事業所認証制度の認証事業所数の増加)	モビリティ・マネジメントを推進								

1-5 物流の効率化等の推進①

背景・課題

○我が国におけるCO₂総排出量の約2割を占める運輸部門のうち、その1/3以上を物流関係が占めていることから、トラック輸送の効率化に資する施策やトラック輸送から鉄道・海運へのモーダルシフトといった物流分野におけるCO₂排出削減対策が重要な課題。

主要施策

I トラック輸送の効率化

○トラック輸送の効率化

- ・トラック車両の大型化や自営転換の促進、物流事業者による地域内での共同輸配送の推進等により、トラック輸送の効率化を推進。
- ・グリーン物流パートナーシップ会議の活用により、荷主や物流事業者の情報共有の場の提供、事例紹介・表彰制度等の取組を推進。

○環境対応車の普及促進等

- ・環境性能に優れた自動車に対する導入補助や税制優遇(エコカー減税等)、次世代大型車の開発支援を実施。

行動計画

取組内容	平成26年度 (2014年度)	27年度 (2015年度)	28年度 (2016年度)	29年度 (2017年度)	30年度 (2018年度)	31年度 (2019年度)	32年度 (2020年度) 計画期間末	【中期】 42年度 (2030年度)	【長期】 62年度 (2050年度)
トラック輸送の効率化	・トラック車両の大型化、自営転換の推進、共同輸配送の推進等によるトラック輸送の効率化を推進 ・グリーン物流パートナーシップ会議を通じた荷主と物流事業者の協働による取組の推進								
車両総重量24t超 25t以下の車両の 保有台数(171,700 台(平成23年))							179,500台	—	—
トレーラーの保有台 数(93,600台(平成 23年))							97,600台		
営自率(87.6%(平 成23年))							87.72%		

1-5 物流の効率化等の推進②

主要施策

Ⅱ トラック輸送から鉄道・海運へのモーダルシフトの推進

- モーダルシフト等の推進
 - ・荷主と物流事業者等が協力して行うモーダルシフトの取組に対し、初年度の運行経費の一部を補助。
- グリーン物流パートナーシップ会議の推進
 - ・荷主と物流事業者の連携を強化し、グリーン物流の機運を高めるため、グリーン物流パートナーシップ会議を活用し、荷主や物流事業者の情報共有の場の提供、事例紹介・表彰制度等を実施。
- 鉄道貨物輸送へのモーダルシフトの促進
 - ・鉄道貨物へのモーダルシフトを推進するため、陸上の幹線輸送で主に使用される10tトラックと同サイズの大型(31ft)コンテナの導入等を推進。
- 海運グリーン化総合対策
 - ・海上貨物へのモーダルシフトを推進するため、トラックの運転台と切り離し可能なトレーラーの導入等を推進。

行動計画

取組内容	平成26年度 (2014年度)	27年度 (2015年度)	28年度 (2016年度)	29年度 (2017年度)	30年度 (2018年度)	31年度 (2019年度)	32年度 (2020年度) 計画期間末	【中期】 42年度 (2030年度)	【長期】 62年度 (2050年度)
鉄道へのモーダルシフトの推進 鉄道を活用した物流の低炭素化促進事業(環境省連携) 低温物流分野におけるモーダルシフト促進のための実証事業(環境省連携) (独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構からJR貨物に対する無利子貸付 エコレールマークの普及促進 グリーン物流パートナーシップ会議の推進									
	鉄道用31フィートコンテナの導入支援								
	鉄道12フィート蓄冷式コンテナの実証								
	JR貨物の設備投資に要する費用に充てるため無利子貸付の実施								
	モーダルシフトの取組の促進								
	荷主と物流事業者の連携による地球温暖化対策に顕著な功績があった取組への表彰や優良事例の紹介等の普及啓発								
	荷主と物流事業者の連携による地球温暖化対策に顕著な功績があった取組への表彰や優良事例の紹介等の普及啓発								
海運グリーン化総合対策 新技術の実用化支援 スーパーエコシップ等省エネ船舶の建造促進 海上貨物輸送へのモーダルシフトの推進(エコシップマークの普及) グリーン物流パートナーシップ会議の推進									
	高度船舶技術を用いた船舶の実用化支援等								
	スーパーエコシップの建造支援 内航海運のさらなる省エネに向けた推進施策の検討等								
	モーダルシフトの取組の促進								
荷主と物流事業者の連携による地球温暖化対策に顕著な功績があった取組への表彰や優良事例の紹介等の普及啓発									

1-5 物流の効率化等の推進③

主要施策

Ⅲ 国際貨物輸送の効率化

- モーダルシフト等の促進により環境負荷の小さい物流体系を構築【国際貨物の陸上輸送距離削減、複合一貫輸送に対応した内貿ターミナルの整備】
- ・国際海上貨物における国内での陸上輸送距離を削減するため、外航船舶が寄港可能な港湾のターミナル施設の整備等を推進。

Ⅳ 港湾における総合的な低炭素化対策の推進

新規性の高い施策

- ・我が国における物流の拠点である港湾において、荷役機械等の省エネルギー化、再生可能エネルギーの利活用、藻場・緑地整備等によるCO₂吸収源の拡大、リサイクルポート施策の推進による静脈物流の低炭素化等を推進。

その他

- 「1-5 物流の効率化等の推進」に資する施策として、上記以外に、効率的な物流ネットワークの強化、3PL事業の促進、「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律」における物流の効率化、運輸分野におけるCO₂排出量削減施策とその総合的評価手法に関する調査研究がある。 ※別表(各施策一覧表)の表1(17、18頁)参照。

行動計画

取組内容	平成26年度 (2014年度)	27年度 (2015年度)	28年度 (2016年度)	29年度 (2017年度)	30年度 (2018年度)	31年度 (2019年度)	32年度 (2020年度) 計画期間末	【中期】 42年度 (2030年度)	【長期】 62年度 (2050年度)
国際海上コンテナターミナル・多目的国際ターミナルの整備	国際海上コンテナターミナル・多目的国際ターミナルの整備							—	—
省エネルギー型荷役機械等の導入促進	省エネルギー型荷役機械等の導入促進							引き続き、省エネルギー型荷役機械等の導入を促進	省エネルギー型荷役機械等の自立的な普及を実現

※再生可能エネルギーの利活用、藻場・緑地等整備等によるCO₂吸収源の拡大、リサイクルポート施策の推進については、「2-1 主要施策 I 港湾空間における洋上風力発電の導入円滑化」、「1-10 主要施策 I 都市緑化等の推進」、「4-3 リサイクルポート施策の推進」を参照

1-6 鉄道・船舶・航空における低炭素化の促進①

背景・課題

- 国民の日常生活・経済活動にとって重要な鉄道は、電力制限等の非常事態においても、正常運行の確保が不可欠。
- 一日6千万人が利用する鉄道分野において、省電力化、低炭素化の先進的な取組を進めることで、社会の省エネ・環境意識の高まりに寄与することが重要。

主要施策

I 鉄道のエネルギー消費効率の向上

- ・回生ブレーキの活用等による省エネ型鉄道車両の導入、省エネ設備の導入、鉄道駅や運転司令所等における再生可能エネルギーの導入など、鉄道事業者による省電力化・低炭素化についての計画的な取組を支援するエコレールラインプロジェクトを推進。

行動計画

取組内容	平成26年度 (2014年度)	27年度 (2015年度)	28年度 (2016年度)	29年度 (2017年度)	30年度 (2018年度)	31年度 (2019年度)	32年度 (2020年度) 計画期間末	【中期】 42年度 (2030年度)	【長期】 62年度 (2050年度)
エネルギー消費効率の良い車両や鉄道施設への省エネ設備の導入促進	エネルギー消費効率の良い車両や鉄道施設への省エネ設備の導入促進							—	—

1-6 鉄道・船舶・航空における低炭素化の促進②

背景・課題

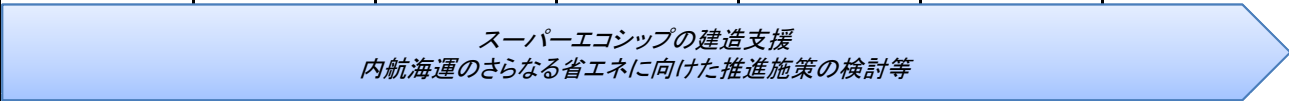
○海上輸送は、国内物流の約4割、鉄鋼・石油・セメント等の産業基礎物資の約6～8割を占めており、輸送効率が高く、環境保全の面でも優れているが、内航海運事業者の99.6%が中小零細事業者であるため、新規投資に対して極めて慎重。

主要施策

Ⅱ 省エネに資する船舶の普及促進

- ・電気推進システムを採用した環境負荷低減、省エネ、船内環境の改善を図った「スーパーエコシップ(SES)」の建造を推進するとともに、省エネ機器を搭載した内航船舶への代替建造を推進。
- ・運航支援システム等、エネルギー使用の合理化に資する運航機器の導入等を推進。

行動計画

取組内容	平成26年度 (2014年度)	27年度 (2015年度)	28年度 (2016年度)	29年度 (2017年度)	30年度 (2018年度)	31年度 (2019年度)	32年度 (2020年度) 計画期間末	【中期】 42年度 (2030年度)	【長期】 62年度 (2050年度)
省エネに資する船舶の普及促進								省エネ船舶の普及	省エネ船舶の普及
スーパーエコシップ等省エネ船舶の累積建造決定数(24隻(平成24年度))						28隻			

1-6 鉄道・船舶・航空における低炭素化の促進③

背景・課題

○航空分野からのCO₂排出量は、現時点で我が国全体の1%未満であるが、今後の市場成長に伴うCO₂排出量の増加が予想されていることから、航空機の運航や空港の運営に伴い消費されるエネルギーの削減を図っていくことが重要な課題。

主要施策

Ⅲ 航空における低炭素化の促進

- 航空交通システムの高度化
 - ・航空管制の高度化等の運航の効率化を推進。
- エコエアポートの推進
 - ・事業者等と協調して、空港の整備・管理運営に伴う環境負荷低減のための施策を「エコエアポート」として一体的に推進。
- 代替航空燃料の普及促進
 - ・代替航空燃料実用化に向けて、テスト飛行等を実施。今後、本格導入に向け、定期便での実証実験を検討。

行動計画

取組内容	平成26年度 (2014年度)	27年度 (2015年度)	28年度 (2016年度)	29年度 (2017年度)	30年度 (2018年度)	31年度 (2019年度)	32年度 (2020年度) 計画期間末	【中期】 42年度 (2030年度)	【長期】 62年度 (2050年度)
航空交通システムの高度化	主要路線・空港から順次拡大								
空港における省エネ・省CO ₂ 削減対策 (エコエアポートの推進)	環境配慮技術の利用・導入推進								
空港関連施設低炭素化促進事業	GPU施設等の空港における減エネ設備等の導入に係る費用の一部を補助			↑				—	—
代替航空燃料の普及促進	関係者間での調整を実施								
輸送単位量あたりの燃料使用量(3.2% (平成24年度))							→	基準年に対して 燃費効率を 4.8%改善	

背景・課題

○近年におけるCO₂排出量の増加傾向が著しい業務部門・家庭部門において、住宅・建築物の省エネ対策が重要な課題。

主要施策

I 住宅・建築物の省エネ性能の向上（規制、評価・表示、インセンティブ）

<規制>

- 新築住宅・建築物の省エネ基準への段階的適合義務化に向けた検討、体制整備
 - ・改正省エネ基準の普及・定着や中小工務店・大工の施工技術向上のための講習会等を実施する。
- 省エネ法による住宅・建築物の省エネ性能の向上
 - ・省エネ措置の努力義務、届出義務等により、住宅・建築物の省エネ性能の向上を促進。

<評価・表示>

- 住宅・建築物に関する総合的な環境性能評価手法(CASBEE)の開発・普及
 - ・総合的な環境性能として一体的に評価する建築環境総合性能評価システムの開発・普及を推進。
- 住宅性能表示制度の普及推進
 - ・住宅品質確保法による、省エネルギー性能等を表示する住宅性能表示制度の普及を推進。
- 建築物省エネルギー性能表示制度(BELS)の開発・普及
 - ・非住宅建築物の省エネルギー性能を表示する制度の普及を推進。
- エコまち法に基づく住宅・建築物の普及
 - ・エコまち法に基づく低炭素建築物の認定制度により、低炭素建築物の普及を促進。
- 長期にわたり使用可能な質の高い住宅の普及促進
 - ・長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく長期優良住宅の認定制度により長期にわたり使用可能な質の高い住宅の普及を促進。
- 住宅履歴情報の整備
 - ・設計図書や施工内容等の情報が確実に住宅履歴情報として蓄積され、活用される社会的仕組みの普及を推進する。

<インセンティブ>

- 住宅の省エネ改修促進税制による住宅の省エネ性能の向上の支援
 - ・所得税及び固定資産税の特例措置を実施する。
- 住宅・建築物省CO₂先導事業、住宅・建築物省エネ改修等推進事業、住宅のゼロ・エネルギー化推進事業、長期優良住宅化リフォーム推進事業
- 低炭素住宅普及促進税制の実施
 - ・認定低炭素住宅に係る所得税及び固定資産税の特例措置を実施する。
- 長期優良住宅普及促進税制の実施
 - ・認定長期優良住宅に係る所得税、登録免許税、不動産取得税、固定資産税の特例措置を実施する。

1-7 住宅・建築物の省エネ性能の向上②

その他

「1-7 住宅・建築物の省エネ性能の向上」に資する施策として、上記以外に、社会資本整備総合交付金を活用した地域の創意工夫による省エネ住宅等の普及促進、証券化支援事業の枠組みを活用した優良住宅取得支援制度による省エネルギー性に優れた住宅の誘導、官庁施設のグリーン化、合同庁舎における建物緑化の整備、官公庁施設における温室効果ガス排出削減対策等に関する技術支援、航路標識の自立型電源化、住宅・建築物運用に起因する二酸化炭素排出量低減技術の効果実証と普及ツールの開発がある。 ※別表(各施策一覧表)の表1(18、19頁)参照。

行動計画

取組内容	平成26年度 (2014年度)	27年度 (2015年度)	28年度 (2016年度)	29年度 (2017年度)	30年度 (2018年度)	31年度 (2019年度)	32年度 (2020年度) 計画期間末	【中期】 42年度 (2030年度)	【長期】 62年度 (2050年度)
新築住宅・建築物の 省エネ基準適合率							100% (2020年目途)		
省エネ法に基づく規制	改正省エネ 基準の施行	2020年までの段階的基準適合義務化に向けた環境整備							—
より高い住宅性能 への誘導、普及		ゼロエネルギー住宅を標準的な新築住宅とする等							新築住宅、建築物が平均でゼロエネルギー住宅、ゼロエネルギー建築物の実現。
省エネ性能の評価・ 表示		住宅性能表示制度や建築物省エネルギー性能表示制度(BELS)の普及推進							

1-8 下水道における省エネ対策等の推進①

背景・課題

○下水道からの温室効果ガス排出量は、2011年度で約662万t-CO₂となっており、2005年比で4.9%減少。その内訳は、水処理等に伴う電力関係が約6割、汚泥焼却等に伴うN₂O排出量が約3割となっており、水処理工程や汚泥処理工程での省エネ対策が重要な課題。

主要施策

I 下水道革新的技術実証事業(B-DASHプロジェクト)による省エネ技術の普及 新規性の高い施策

・省エネ性能と下水処理性能を両立させた、省エネ型の水処理技術の実証事業とガイドライン化(平成26年度～)により、全国へ普及拡大。

II 省エネ機器評価制度の創設 新規性の高い施策

・下水道における機器設備等について、省エネ機器評価制度を創設し、下水処理場の改築・更新機会を捉えた省エネ機器の飛躍的な導入を促進。

行動計画

取組内容	平成26年度 (2014年度)	27年度 (2015年度)	28年度 (2016年度)	29年度 (2017年度)	30年度 (2018年度)	31年度 (2019年度)	32年度 (2020年度) 計画期間末	【中期】 42年度 (2030年度)	【長期】 62年度 (2050年度)
下水道革新的技術 実証事業(B-DASH プロジェクト)による 省エネ技術の普及	省エネ型の水処理技術の実証事業と ガイドライン化		実証事業成果を全国へ普及拡大						
省エネ機器評価制 度の創設	省エネ機器評価制度の創設		省エネ機器の導入促進						

背景・課題

○下水道は大きな資源・エネルギーポテンシャルを保有しているが、利用状況の低さが課題。例えば、下水汚泥は約40億kWh/年(約110万世帯の年間消費電力量に相当)のエネルギーポテンシャルを有するが、エネルギー利用は約13%。

主要施策

Ⅲ 下水道革新的技術実証事業(B-DASHプロジェクト)によるバイオガス発電、固形燃料の低コスト・高効率化の推進

・下水道革新的技術実証事業(B-DASHプロジェクト)により、下水道バイオマスを活用した発電、固形燃料化技術の実証を実施するとともに、実証事業の成果について、ガイドライン化を図ること等によって低コスト・高効率のエネルギー化技術を普及(平成23年度～)。

Ⅳ 官民連携による下水熱利用の推進

・官民連携の下水熱利用推進協議会を推進母体(平成24年度～)に、低コスト技術開発、投資インセンティブの充実化等により、ソーニール等下水処理場近接地における供給に加え、未処理下水・下水再生水を活用した下水処理場から離れた地域における案件形成を推進。

行動計画

取組内容	平成26年度 (2014年度)	27年度 (2015年度)	28年度 (2016年度)	29年度 (2017年度)	30年度 (2018年度)	31年度 (2019年度)	32年度 (2020年度) 計画期間末	【中期】 42年度 (2030年度)	【長期】 62年度 (2050年度)
下水道革新的技術実証事業(B-DASHプロジェクト)によるバイオガス発電、固形燃料の低コスト・高効率化の推進									
官民連携による下水熱利用の推進	ポテンシャルマップの作成	好事例の発掘・形成	水平展開	好事例の発掘・形成	水平展開	好事例の発掘・形成	水平展開	好事例の発掘・形成	水平展開

1-8 下水道における省エネ対策等の推進③

背景・課題

○近年、下水汚泥の焼却量の増加に伴い、汚泥焼却に伴う温室効果ガスの発生量が増加しており、その過程で大量に発生する一酸化二窒素(N₂O)の温室効果は、二酸化炭素(CO₂)の310倍にもなることから、一酸化二窒素の排出削減が重要な課題。

主要施策

V 下水汚泥の高温焼却化

- 下水汚泥の焼却温度を通常の800℃から850℃に高温化すると効果的に一酸化二窒素の排出係数が小さくなることから、下水汚泥の高温焼却化を推進。さらに、N₂O排出量をより削減(焼却温度800℃に比べ約8割削減)できる世界初のターボ焼却炉の開発・普及を推進(平成25年度～)。

VI 下水汚泥の固形燃料化

- 下水汚泥を焼却処理せずに固形燃料化すると、一酸化二窒素の排出係数が極端に小さくなり、かつ再生可能エネルギー増大にも資することから、低コスト・高効率な技術実証の検証・成果を踏まえたガイドライン化を実施。

行動計画

取組内容	平成26年度 (2014年度)	27年度 (2015年度)	28年度 (2016年度)	29年度 (2017年度)	30年度 (2018年度)	31年度 (2019年度)	32年度 (2020年度) 計画期間末	【中期】 42年度 (2030年度)	【長期】 62年度 (2050年度)
下水汚泥の高温焼却化	下水汚泥の高温焼却化 N ₂ Oをより削減できるターボ焼却炉の普及推進								
下水汚泥の固形燃料化	実証事業成果を全国へ普及拡大								
下水道に係る温室効果ガス排出削減 (約153万t-CO ₂ /年 (平成23年度))	→		約246万t-CO ₂ /年						

背景・課題

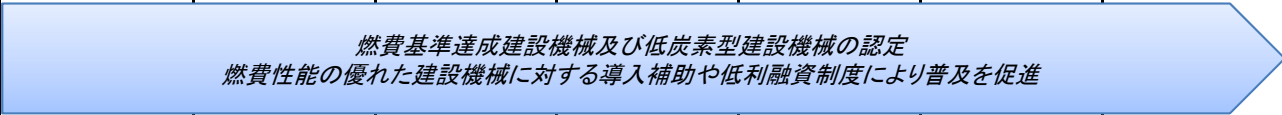
○建設施工分野においては、建設機械がCO₂排出量のほぼ全てを占めることから、建設機械の燃費削減等の推進が重要。

主要施策

I 燃費性能の優れた建設機械の普及促進

- ・建設機械としては世界初となる燃費基準を導入することで、建機メーカー等の技術革新を促し、2020年燃費基準を達成した建設機械の型式を認定。
- ・さらに、ハイブリッド機構を搭載した建設機械や電動式の建設機械といった先進的な技術を取り入れた低炭素型建設機械の型式を認定。
- ・燃費性能の優れた建設機械に対する導入補助や低利融資制度により普及を促進。

行動計画

取組内容	平成26年度 (2014年度)	27年度 (2015年度)	28年度 (2016年度)	29年度 (2017年度)	30年度 (2018年度)	31年度 (2019年度)	32年度 (2020年度) 計画期間末	【中期】 42年度 (2030年度)	【長期】 62年度 (2050年度)
燃費性能の優れた建設機械の普及促進								普及状況及び技術開発動向を踏まえて必要な施策を展開。	普及状況及び技術開発動向を踏まえて必要な施策を展開。

1-10 温室効果ガス吸収源対策の推進

背景・課題

○都市緑化等は、京都議定書目標達成計画において温室効果ガス吸収源として役割を担っており、毎年国連へ報告している。我が国の地球温暖化対策を促進するため、公共及び民間による都市緑化等を推進するとともに、温室効果ガス吸収量の算定方法の精度向上が課題。

主要施策

I 都市緑化等の推進

- ・都市公園の整備、道路、港湾等の公共施設における緑化により、温室効果ガス吸収源を確保。
- ・民間の緑地についても、計上対象として認められている緑化施設整備計画(都市緑地法第60条)を活用した緑地の確保を推進。
- ・加えて、日本独自の樹種について吸収係数を設定する等、吸収量の精度向上等を検討。

その他

○「1-10 温室効果ガス吸収源対策の推進」に資する施策として、上記以外に、都市緑地等の保全、炭素の固定に資する木造住宅の振興がある。
※別表(各施策一覧表)の表1(20頁)参照。

行動計画

取組内容	平成26年度 (2014年度)	27年度 (2015年度)	28年度 (2016年度)	29年度 (2017年度)	30年度 (2018年度)	31年度 (2019年度)	32年度 (2020年度) 計画期間末	【中期】 42年度 (2030年度)	【長期】 62年度 (2050年度)
温室効果ガス吸収源対策の推進(都市緑化等の推進)				都市公園の整備、道路、港湾等の公共施設における緑化、民間緑地の確保を図り都市緑化等による温室効果ガス削減の推進					
都市緑化等による温室効果ガス吸収量 (106万t-CO ₂ /年 (平成23年度))			107万t-CO ₂ /年						

2 社会インフラを活用した再生可能エネルギー等の利活用の推進 国土交通省

- 2-1 海洋再生可能エネルギー利用の推進
- 2-2 小水力発電の推進
- 2-3 下水道バイオマス等の利用の推進
- 2-4 インフラ空間を活用した太陽光発電の推進
- 2-5 気象や気候の予測・過去の解析値の提供による風力・太陽光発電の立地選定等支援
- 2-6 国土交通分野の技術力を活用した水素社会実現に向けた貢献の推進

新規性の高い施策 : 今後、中長期的なスパンで成果達成に向け、新たに取り組む施策

2-1 海洋再生可能エネルギー利用の推進

背景・課題

○洋上風力発電は、四方を海に囲まれ国土狭隘な我が国においては導入ポテンシャルが高く、沿岸域や沖合における洋上風力発電の導入推進に加え、波力・海洋温度差・海流・潮流等を活用した新たな発電システムの実用化に向けた環境整備を推進していくことが重要。

主要施策

I 港湾空間における洋上風力発電の導入円滑化

- ・港湾管理者や風力発電事業者による手続の円滑化のため、港湾区域内での導入可能な区域の設定や事業者の公募・選定まで、統一的な手順を示したマニュアルを整備(平成24年6月公表)。現在、港湾区域内に4港19基の着床式洋上風力発電設備が立地(計35,200kW規模)。
- ・今後、港湾管理者が洋上風力発電設備の占用許可を行うに当たり、港湾機能への影響を判断するために必要となる技術審査のためのガイドライン策定に向けた検討を実施。

II 浮体式・浮遊式の海洋エネルギーの利用促進に向けた安全・環境対策

新規性の高い施策

- ・浮体式洋上風力発電施設特有の技術的課題について検討し、平成25年度末までに安全ガイドラインを策定、その普及促進。
- ・浮体式・浮遊式の海洋エネルギー(波力、潮流、海流、海洋温度差)を利用した発電システムについて、係留や油濁流出防止など安全・環境対策のための技術的な検討を実施。

行動計画

取組内容	平成26年度 (2014年度)	27年度 (2015年度)	28年度 (2016年度)	29年度 (2017年度)	30年度 (2018年度)	31年度 (2019年度)	32年度 (2020年度) 計画期間末	【中期】 42年度 (2030年度)	【長期】 62年度 (2050年度)	
港湾空間における 洋上風力発電の導 入円滑化	水域占用許可の技術的審査指 針の策定							洋上風力発電 の円滑な導入	洋上風力発電 の効率的な利 用	
海洋エネルギーの 活用促進のための 安全・環境対策	洋上風力発電の導入円滑化施策の推進									
	実海域実証(波力)に用いられる 発電施設について、安全・環境 評価を実施		新たに実証試験が見込まれ る方式(潮流、海流、海洋温 度差)について、安全・環境 評価を実施					安全・環境 面の制度整 備	実用化・普及	実用化・普及

2-2 小水力発電の推進

背景・課題

○小水力発電は、再生可能エネルギーとして、かつ地域振興につながる新たな事業分野として期待されており、既に許可を受けた水利利用のために取水した農業用水等を利用した発電（従属発電）等の更なる導入促進を図ることが重要。

主要施策

I 登録制による従属発電の導入促進

- ・農業用水等を利用した従属発電について、許可制に代えて新たに登録制を導入し（河川法改正：H25.12.11施行）、従属発電の導入を促進。平成24年度末時点で、一級河川における従属発電の発電所数は81。

II プロジェクト形成の支援

- ・地方整備局や事務所において、河川法の申請手続の相談や河川管理者が調査したデータの提供など、地域の実情を踏まえた支援を実施。

III 小水力発電設備の設置等

- ・直轄管理ダム等においてダム管理用発電を積極的に導入（約3,000万kWh/年の増電見込み）するとともに、砂防堰堤での小水力発電の導入を支援。

行動計画

取組内容	平成26年度 (2014年度)	27年度 (2015年度)	28年度 (2016年度)	29年度 (2017年度)	30年度 (2018年度)	31年度 (2019年度)	32年度 (2020年度) 計画期間末	【中期】 42年度 (2030年度)	【長期】 62年度 (2050年度)
登録制による従属 発電の導入促進	登録制による従属発電の導入促進								
プロジェクト形成の 支援	地方整備局や事務所において、地域の実情を踏まえた支援を実施								
小水力発電設備の 設置等	導入可能性の「総点検」結果に基づいた ダム管理用発電設備の設置				設置済みの設備について、必要に応じて更新				
ダム管理用発電に おける年間発電電 力量の増加分	砂防堰堤における小水力発電設備の導入支援								
					約3,000万kWh/年				

2-3 下水道バイオマス等の利用の推進①

背景・課題

○下水道は大きな資源・エネルギーポテンシャルを保有しているが、利用状況の低さが課題。例えば、下水汚泥は約40億kWh/年(約110万世帯の年間消費電力量に相当)のエネルギーポテンシャルを有するが、エネルギー利用は約13%。

主要施策

I バイogas発電・固形燃料化の革新的技術開発

・下水道革新的技術実証事業(B-DASHプロジェクト)により、下水道バイオマスを活用した発電、固形燃料化技術の実証を実施するとともに、実証事業の成果について、ガイドライン化を図ること等によって低コスト・高効率のエネルギー化技術を普及(平成23年度～)。

II 水素利用技術の実証、固形燃料のJIS化 新規性の高い施策

○下水道革新的技術実証事業(B-DASHプロジェクト)による水素利用技術の普及

・下水汚泥の新たな利用形態として、下水汚泥の消化ガスを水素にして活用を図るなど、燃料電池自動車の市場投入に資する水素利用に係る技術実証を実施(平成26年度～予定)。

○下水汚泥の固形燃料のJIS化

・下水汚泥固形燃料の品位の安定化及び信頼性の確立を図り、市場の活性化を促進するため、下水汚泥固形燃料をJIS化(平成26年度予定)。

行動計画

取組内容	平成26年度 (2014年度)	27年度 (2015年度)	28年度 (2016年度)	29年度 (2017年度)	30年度 (2018年度)	31年度 (2019年度)	32年度 (2020年度) 計画期間末	【中期】 42年度 (2030年度)	【長期】 62年度 (2050年度)
下水道革新的技術実証事業(B-DASHプロジェクト)によるバイオガス発電、固形燃料の低コスト・高効率化の推進	実証事業成果を全国へ普及拡大								
下水汚泥エネルギー化率(約13%(平成23年度))	→		約29%						
下水道革新的技術実証事業(B-DASHプロジェクト)による水素利用技術の普及	下水汚泥の水素利用技術の実証事業とガイドライン化			実証事業成果を全国へ普及拡大					
下水汚泥の固形燃料のJIS化	JIS化		下水汚泥固形燃料取引市場の創設						

2-3 下水道バイオマス等の利用の推進②

主要施策

Ⅲ 官民連携による下水熱利用の推進

- ・官民連携の下水熱利用推進協議会を推進母体(平成24年度～)に、低コスト技術開発、投資インセンティブの充実化等により、ソニービル等下水処理場近接地における供給に加え、未処理下水・下水再生水を活用した下水処理場から離れた地域における案件形成を推進。

行動計画

取組内容	平成26年度 (2014年度)	27年度 (2015年度)	28年度 (2016年度)	29年度 (2017年度)	30年度 (2018年度)	31年度 (2019年度)	32年度 (2020年度) 計画期間末	【中期】 42年度 (2030年度)	【長期】 62年度 (2050年度)
官民連携による下水熱利用の推進	ポテンシャルマップの作成	好事例の発掘・形成	水平展開	好事例の発掘・形成	水平展開	好事例の発掘・形成	水平展開	好事例の発掘・形成	水平展開

2-4 インフラ空間を活用した太陽光発電の推進

背景・課題

○東日本大震災を契機とするエネルギー需給の変化を踏まえ、公共インフラ空間において、公的主体等による太陽光発電設備の設置や、民間事業者への土地賃貸等による設備の設置を推進していくことが重要。

主要施策

I 公共インフラ空間(官庁施設、下水道、道路、公園、駅舎、港湾、空港等)における太陽光発電設備の導入推進

- ・下水処理場、港湾・空港施設における広大なスペースの有効活用に加え、官庁施設、鉄道施設への導入のほか、道路区域・都市公園においても、民間事業者が設置可能。
 - 下水処理場においては、固定価格買取制度(FIT)の活用により、現在までに6団体8処理場がFITの設備認定(計15,362kW規模)を受けており、このうち2団体4処理場(計10,112kW規模)においては、民間事業者への処理場敷地の貸付による導入を予定。
 - 港湾施設においては、非常時においても港湾への電力供給を可能とするため、太陽光発電等と蓄電池等を組み合わせた実証事業を推進。
 - 空港施設においては、空港の運営に伴うエネルギー消費量の削減等に取り組むエコエアポートの取組を推進。
 - 官庁施設においては、合同庁舎への太陽光発電設備を導入しており、計2,396kW規模の導入実績。
 - 鉄道施設においては、駅舎や運転司令所等に太陽光発電設備の導入等に取り組む鉄道事業者を支援するエコレールラインプロジェクトを推進。
 - 道路施設においては、道路管理者として、サービスエリアや道の駅等において太陽光等の再生可能エネルギー発電設備を活用。また、道路区域や都市公園においては、民間事業者等が太陽光発電設備等を占用物件として設置することが可能。

行動計画

取組内容	平成26年度 (2014年度)	27年度 (2015年度)	28年度 (2016年度)	29年度 (2017年度)	30年度 (2018年度)	31年度 (2019年度)	32年度 (2020年度) 計画期間末	【中期】 42年度 (2030年度)	【長期】 62年度 (2050年度)
公共インフラ空間 (官庁施設、下水道、 道路、公園、駅舎、 港湾、空港等)にお ける太陽光発電設 備の導入推進								—	—

官庁施設、下水道、道路、公園、駅舎、港湾、空港等において、太陽光発電設備の導入を推進

主要施策

I 再生可能エネルギー開発・運用に資する気象情報の提供

新規性の高い施策

○地球温暖化観測・監視機能の充実・強化、○地球温暖化適応策策定に資する監視・予測情報の提供、○再生可能エネルギー開発・運用に資する気象情報の提供

・再生可能エネルギー発電施設の立地選定のために、風や日射量、海水温などの観測データや過去の気候を精緻に解析したデータを提供していくとともに、気象予測の技術を高度化させ、再生可能エネルギー発電施設の安定運用にも貢献。

行動計画

取組内容	平成26年度 (2014年度)	27年度 (2015年度)	28年度 (2016年度)	29年度 (2017年度)	30年度 (2018年度)	31年度 (2019年度)	32年度 (2020年度) 計画期間末	【中期】 42年度 (2030年度)	【長期】 62年度 (2050年度)
地球温暖化観測・監視機能の充実・強化	次期衛星の製作・打上げ等		次期衛星によるデータ取得・提供					次々期衛星による観測の実施	長期継続監視による温暖化対策等への貢献
地球温暖化適応策策定に資する監視・予測情報の提供	地球温暖化予測情報第9巻の作成、公表、データ提供			地球温暖化予測情報第10巻の作成、公表、データ提供				最新の予測技術の導入による地球温暖化予測情報の更なる精緻化	着実なデータ提供を通じた適応策策定への貢献
予測情報のきめ細かさ	気候予測モデルの高度化						地域ブロック単位の温暖化予測	都道府県単位の温暖化予測	
再生可能エネルギー開発・運用に資する気象情報の提供	気象庁55年長期再解析(JRA-55)の提供							長期再解析及び数値予報の更なる精緻化	着実なデータ提供を通じた再生可能エネルギー発電施設安定運用への貢献
	長期再解析、数値予報の精緻化								

背景・課題

○家庭用燃料電池(2009年市場投入)や燃料電池自動車(2015年市場投入予定)など、今後の水素エネルギー需要の拡大が見込まれる中、水素の製造、貯蔵・輸送、利用という観点から、水素エネルギー利活用社会の実現に向けた環境を整備することが重要。

主要施策

I 燃料電池自動車に係る基準の整備等

新規性の高い施策

- ・我が国のリーダーシップにより2013年6月に成立した、「水素燃料電池自動車に関する世界統一技術基準」について、同技術基準を国内法規へ受け入れるため、車両の保安基準等の見直しを実施。また、認証の相互承認(日本の基準を満たした車両を欧州に輸出した際、改めて輸出先で当該部分の認可手続を行う必要なし。欧州から日本へ輸入された場合も同様。)の実現に向けた検討を実施。
- ・水素スタンドに係る立地規制について、建築基準法上の用途規制の見直しに向けた検討を実施。

II 下水汚泥の水素利用に係る技術の実証

新規性の高い施策

- ・下水汚泥の新たな利用形態として、下水汚泥の消化ガスを水素にして活用を図るなど、燃料電池自動車の市場投入に資する水素利用に係る技術実証を実施(平成26年度～予定)。

行動計画

取組内容	平成26年度 (2014年度)	27年度 (2015年度)	28年度 (2016年度)	29年度 (2017年度)	30年度 (2018年度)	31年度 (2019年度)	32年度 (2020年度) 計画期間末	【中期】 42年度 (2030年度)	【長期】 62年度 (2050年度)
燃料電池自動車に係る基準の整備等	基準等の見直しを実施		認証の相互承認の実現に向けた検討を実施						
	水素スタンドに係る立地規制について、建築基準法上の用途規制の見直しに向けた検討を実施								
下水道革新的技術実証事業(B-DASHプロジェクト)による水素利用技術の普及	下水汚泥の水素利用技術の実証事業とガイドライン化		実証事業成果を全国へ普及拡大						

主要施策

Ⅲ 液化水素の海上輸送体制の確立

新規性の高い施策

- ・液化水素の海上輸送体制の確立を図るため、液化水素の運搬船の建造・就航に向けての安全基準の整備を推進。これにより、将来的な再生可能エネルギーの貯蔵・利用にも貢献。

Ⅳ 低炭素・水素エネルギー活用社会に向けた都市システム技術の開発

- ・水素を用いた都市エネルギーシステムの実現に向け、つくば市共同溝内における配管敷設・水素導通実験等を通じ、地域内や建物内の燃料電池への水素供給に関する技術的な検討を実施(H21～24年度)。これにより、地域における水素配管の設計施工ガイドライン化等にも貢献。

行動計画

取組内容	平成26年度 (2014年度)	27年度 (2015年度)	28年度 (2016年度)	29年度 (2017年度)	30年度 (2018年度)	31年度 (2019年度)	32年度 (2020年度) 計画期間末	【中期】 42年度 (2030年度)	【長期】 62年度 (2050年度)
液化水素の海上輸 送体制の確立	液化水素運搬 船安全基準の 国内検討								
	関係国(豪州)との調整 国際海事機関(IMO)への提案・国際基準化				小規模パイロット液化水素運搬船による実証			海上輸送体制の確立	

3 地球温暖化対策・適応策の推進

- 3-1 国土交通分野の技術力・総合力を活かした適応策の推進
- 3-2 水災害・沿岸分野における適応策の推進

3-1 国土交通分野の技術力・総合力を活かした適応策の推進

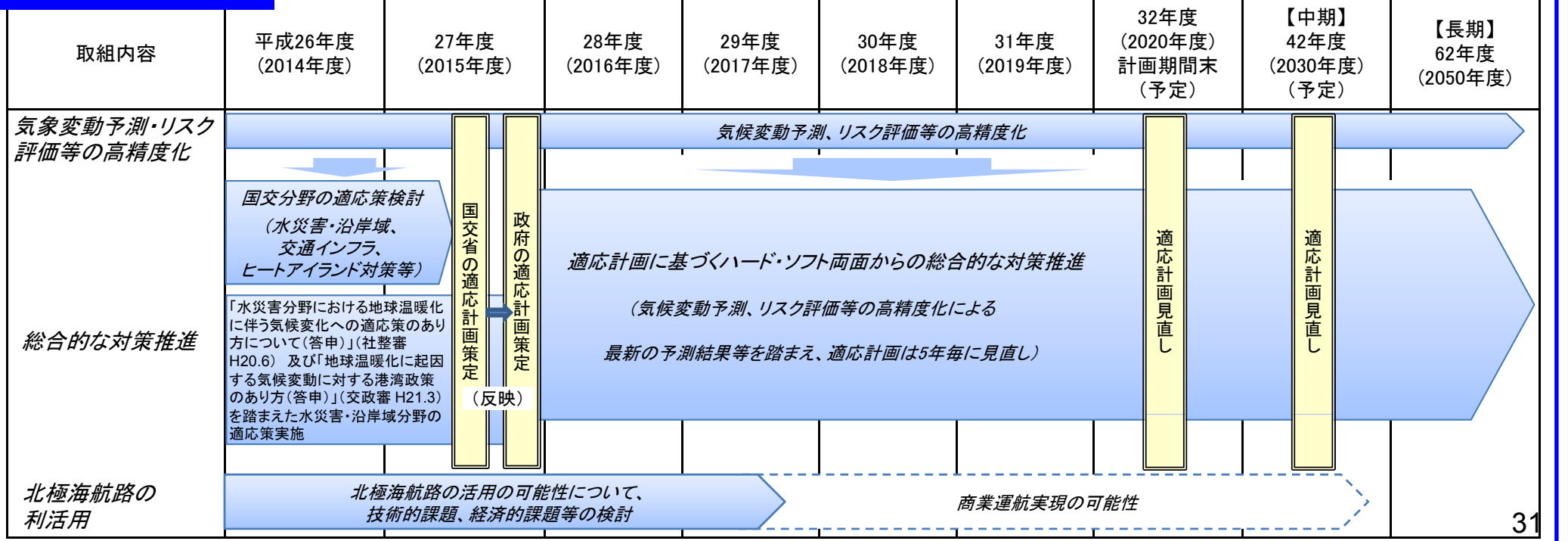
背景・課題

- 平成27年の夏頃の政府全体の適応計画策定に向けて、中央環境審議会環境部会の下に気候変動影響評価等小委員会を設置し、影響評価等の検討が開始。
- 国土交通省としても、政府の適応計画策定にあわせ、技術力を活かした温暖化予測、監視体制の高精度化に取り組むとともに、所管の様々な分野における気候変動による影響を幅広く検討し、ハード・ソフト両面からの総合的な適応策の検討・展開。

主要施策

- I 国土交通分野の技術力を活用した気候変動予測・リスク評価、監視体制の高度化** 新規性の高い施策
- ・気候変動予測、リスク評価等の高精度化により、水災害・沿岸分野等における先進的なハード・ソフト対策の導入に向けた知見として最大限活用。ICT等の技術力を活用したXRAIN、ナウファス等監視体制の高度化・情報提供の多様化を図り、自助・共助による防災力の向上にも貢献。
- II 「国土交通省の適応計画」の策定、総合的な対策推進** 新規性の高い施策
- 「国土交通省の適応計画」の策定・総合的な対策推進、○北極海航路の利活用
 - ・国土交通省としては、水災害・沿岸、交通インフラ、都市のヒートアイランド対策等の国土交通分野に対し、幅広い影響・リスク評価に加え、北極海航路の利活用の可能性も含めた総合的な適応策の検討を実施。特に、水災害・沿岸分野への総合的な連携施策の検討が重要。これらの検討結果について、平成27年夏頃策定予定の政府の適応計画に向け、国土交通省としての適応計画としてとりまとめ。

行動計画



3-2 水災害・沿岸分野における適応策の推進①

背景・課題

- 地球温暖化に伴う気候変化による海面水位の上昇、大雨の頻度増加、台風の激化等により水害、土砂災害、高潮災害等が頻発・激甚化するとともに、降雨の変動幅が拡大することに伴う渇水の頻発や深刻化が懸念。
- 「水災害分野における地球温暖化に伴う気候変化への適応策のあり方について(答申)」(社会資本整備審議会平成20年6月)、「地球温暖化に起因する気候変動に対する港湾政策のあり方(答申)」(交通政策審議会平成21年3月)及びIPCC第5次評価報告書等を踏まえ、水災害・沿岸分野における適応策の充実強化。

主要施策

I 水災害・沿岸分野における多様な適応策の推進

○水災害・沿岸分野における多様な適応策の推進

・国民の生命・財産を守るという観点から、新規施設の整備、既存施設の徹底した活用等の施設による適応策と、様々な流域対策により水害リスクの軽減を考慮した地域づくりと一体となった適応策を推進。また、観測体制の強化、洪水予測の高精度化、避難活動への支援などの危機管理対応を中心とした適応策を推進。

○気候変動がもたらす災害リスクを最小化するための港湾施策

・気候変動がもたらす海面の上昇や台風・熱帯低気圧の強大化等の災害リスクの増大に対して、それらを最小化するための港湾施策を実施。

行動計画

取組内容	平成26年度 (2014年度)	27年度 (2015年度)	28年度 (2016年度)	29年度 (2017年度)	30年度 (2018年度)	31年度 (2019年度)	32年度 (2020年度) 計画期間末	【中期】 42年度 (2030年度)	【長期】 62年度 (2050年度)
水災害・沿岸分野における多様な適応策の推進	「水災害分野における地球温暖化に伴う気候変化への適応策のあり方について(答申)」(社整審 H20.6) 及び「地球温暖化に起因する気候変動に対する港湾政策のあり方(答申)」(交政審 H21.3)を踏まえた水災害・沿岸分野の適応策の推進	国土省の適応計画策定	政府の適応計画策定	水災害分野に係る新たな気候変動適応策の推進					
	水災害分野に係る新たな気候変動適応策の検討	(反映)							

主要施策

Ⅱ 渇水リスクの回避に向けた適応策

- ・渇水時のリスク管理
 - 水系内の利水者間の渇水調整等を推進。
 - 既存施設の再開発、水資源供給施設の再編や運用の変更による水供給の効率化の推進。
 - 想定外事象時の水供給体制等の確立(水運搬、移動式海水淡水化施設による水の供給、多様な備蓄等の推進)。
- ・需要マネジメントによる節水型社会の構築
 - 節水に関する意識の高揚と徹底、国民や節水型機器を開発する企業にインセンティブが働く施策や規制施策の実施。
 - 工業用水等の再利用率の一層の向上、雨水利用、下水の再生水利用の一層の推進及び地下水利用の適正化に努力。
- ・老朽化・メンテナンス対策、耐震化
 - 長寿命化対策(社会インフラの老朽化・メンテナンス対策)。
 - 耐震化。
- ・水資源の状況及び水資源対策への国民の理解の促進
 - 継続的な教育・普及啓発活動の実施。

行動計画

取組内容	平成26年度 (2014年度)	27年度 (2015年度)	28年度 (2016年度)	29年度 (2017年度)	30年度 (2018年度)	31年度 (2019年度)	32年度 (2020年度) 計画期間末	【中期】 42年度 (2030年度)	【長期】 62年度 (2050年度)
渇水リスクの回避に に向けた適応策	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;"> 「水災害分野における地球温暖化に伴う気候変化への適応策のあり方について(答申)」 (社会資本整備審議会 平成20年6月を踏まえた適応策の推進) </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;"> 水資源分野に係る新たな気候変動適応策の検討 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;"> 国土交通省の適応計画策定 (反映) </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;"> 政府の適応計画策定 </div> <div style="flex-grow: 1; text-align: center;"> </div> </div>								

4 自然共生社会の形成に向けた取組の推進

- 4-1 健全な水循環の確保の推進
- 4-2 海の再生・保全
- 4-3 水と緑による生態系ネットワーク形成の推進
- 4-4 ヒートアイランド対策等大気環境保全に関する取組の充実強化

4-1 健全な水循環の確保の推進①

背景・課題

- 第4次環境基本計画において、河川等公共用水域における水質環境基準の達成率が年々上昇傾向にあるなど水環境の改善が図られてきているとされている状況。
- 引き続き第4次環境基本計画に位置づけられた「流域全体を視野に入れた関係者間連携による水循環の健全化に向けた取組」を推進することが求められている。

主要施策

I 流域関係者連携による水改善の推進

○河川等の水質改善の推進

- ・BOD等の環境基準以外の視点からも、水生生物等の分かりやすい指標を用いた水質調査を地域住民と協働して実施することを通して、地域住民の水環境への関心・理解を醸成。流域関係者が連携して実施する清流ルネッサンスⅡ等では、地域協議会を設置し、水環境の悪化が著しい河川等の水質改善に寄与。引き続き積極的に推進するとともに、今後の水質改善に係る調査・検討を進める。

○下水道の整備による水質改善

- ・地域特性を踏まえつつ下水道の普及、高度処理、再生水利用、合流式下水道の改善等の下水道整備の推進により、河川等の水質改善を実施。

○ダム弾力的管理

- ・ダム弾力的管理によるフラッシュ放流や維持流量増量放流等による流況改善を推進。

行動計画

取組内容	平成26年度 (2014年度)	27年度 (2015年度)	28年度 (2016年度)	29年度 (2017年度)	30年度 (2018年度)	31年度 (2019年度)	32年度 (2020年度) 計画期間末	【中期】 42年度 (2030年度)	【長期】 62年度 (2050年度)
流域関係者連携による水改善の推進	下水道の普及(2020年代を目途に概成)								
	下水道法施行令に基づく合流式下水道の改善対策を平成35年度までに完了								地域の実情に応じて、一層の対策を実施
	その他、先進技術の実証、活用等により高度処理や地域ニーズを踏まえた水質改善の取組等を引き続き推進								
汚水処理人口普及率 (88.1%(平成24年度))				95%					
高度処理実施率(約39%(平成24年度))				43%					
合流式下水道改善率(53.9%(平成24年度))								100% (平成35年度末)	

4-1 健全な水循環の確保の推進②

主要施策

II 総合的な土砂管理の取組の推進

- ・山地から海岸まで一貫した総合的な土砂管理について、関係機関との連携方針の策定など連携を図り、山地から海岸までの土砂の流れを改善することにより、海岸侵食の抑制や河川環境の改善等を実現。

III 多様な水源の確保

新規性の高い施策

○多様な水源の確保

- ・地盤沈下を発生させず、地下構造物への影響にも配慮した地下水の保全と利用の適正化について検討。

○雨水貯留・浸透施設の整備等

- ・多様な水資源の有効活用を図る観点から、雨水利用・再生水利用を推進。
 <指標>多様な水源による都市用水の供給安定度【69%(H23)→約74%(H28)】

IV 魅力ある水辺の創出

新規性の高い施策

- ・人と水とのふれあいの場として重要である水辺について、子どもたちが安全に水辺に近づける親水護岸の整備等を行い、水や生物にふれられる水辺を活かした環境教育の場として活用。さらに、「景観(デザイン)」、「観光」、「民間活力」等、総合的な観点から、都市の水辺とまちをソーシャルデザイン(「つくる」から「育てる」への転換)し、風格と美しさを備えた魅力ある水辺空間を構築し、賑わいを創出。

V 水資源の有効活用に向けた取組の推進

新規性の高い施策

- ・広域的な用水対策を緊急に実施する必要があるとされる水系(全国7水系指定)の安定的な水利用を確保するため、水資源開発基本計画(フルプラン)を策定。健全な水循環に配慮した水資源の総合的な開発及び利用の合理化を図るフルプランの改定に向け、検討を推進。
- ・健全な水循環系の確立に向けて、持続的水利用システムの構築、水環境の保全と整備、水文化の回復と育成を基本的目標に、国及び地方公共団体が水資源に関する総合的な諸施策を検討する上での指針的役割を果たす全国総合水資源計画(ウォータープラン)を策定。新たなウォータープラン策定に向けた検討を推進。

その他

- 「4-1 健全な水循環の確保の推進」に資する施策として、上記以外に、ダム貯水池における水質保全対策、水力発電に伴う減水区間の解消による清流回復、官庁施設における排水再利用・雨水利用の推進、水源地域における健全な水循環のための環境形成の推進がある。 ※別表(各施策一覧表)の表4(23頁)参照。

行動計画

取組内容	平成26年度 (2014年度)	27年度 (2015年度)	28年度 (2016年度)	29年度 (2017年度)	30年度 (2018年度)	31年度 (2019年度)	32年度 (2020年度) 計画期間末	【中期】 42年度 (2030年度)	【長期】 62年度 (2050年度)
総合的な土砂管理の取組の推進	土砂の流れを改善する対策の推進								
多様な水源の確保	好事例の形成、普及展開を行うことにより雨水利用・再生水利用を推進するとともに、地下水の保全と利用の適正化を図る								
魅力ある水辺の創出	引き続き、魅力ある水辺の創出を推進								
水資源の有効活用に向けた取組の推進	水資源開発基本計画、全国総合水資源計画の推進により、健全な水循環の確保を推進								

4-2 海の再生・保全①

背景・課題

- 閉鎖性水域への水質改善及び豊かな海の創造を図るため、都市再生プロジェクト第三次決定(平成13年12月)に基づき、東京湾・大阪湾・伊勢湾・広島湾において、関係する省庁・自治体で構成される再生推進会議を組織し、陸域からの流入負荷の削減対策や干潟や藻場の造成等による海域浄化対策、モニタリング等の施策を総合的に推進(全国海の再生プロジェクト)。
- 陸域からの汚濁負荷量は削減され、再生された干潟や浅場で生物の生息が確認されるなど、取り組みに対する一定の成果が認められたものの、湾が広大であるため、湾全体の環境改善指標である底層の溶存酸素量(DO)に明らかな数値変化は認められていないことから、全国海の再生プロジェクトを引き続き推進。
- 国際海事機関(IMO)において、生物が船舶のバラスト水※を介して本来の生息地ではない場所に移入・繁殖することによる生態系の破壊等を防止するため、バラスト水管理条約を採択(平成16年2月)。
※バラスト水:船を安定させるために積み込む水

主要施策

I 総合的取組の推進(海の再生プロジェクト)

- 全国海の再生プロジェクト
 - ・閉鎖性海域における環境改善のため、各湾の再生行動計画に基づき、関係省庁及び関係地方公共団体の連携のもと、総合的な施策推進。
 - 良好な海域環境の保全・再生・創出
 - ・港湾整備により発生する浚渫土砂等を有効利用した干潟や浅場等の保全・再生・創出などによる良好な海域環境の保全・再生・創出の取組推進。
 - 閉鎖性海域における浮遊ゴミや油の回収、○油流出事故への対応、○漂流・漂着ごみ対策
 - ・浮遊ゴミ・油の回収、NPO等による清掃活動の推進。
- <指標> 干潟の再生割合【約37.8%(H23)→約40%(H28)】、良好な水環境創出のための高度処理実施率【約33%(H23)→約43%(H28)】、汚水処理人口普及率【約87%(H22)→約95%(H28)】

行動計画

取組内容	平成26年度 (2014年度)	27年度 (2015年度)	28年度 (2016年度)	29年度 (2017年度)	30年度 (2018年度)	31年度 (2019年度)	32年度 (2020年度) 計画期間末	【中期】 42年度 (2030年度)	【長期】 62年度 (2050年度)
東京湾再生のための行動計画	行動計画(第二期)(平成25~34年度) *3年ごとに中間評価							各湾の再生行動計画は、十年間の計画期間を設定しており、引き続き各湾において計画を推進し、状況により適宜見直しを行う。	各湾の再生行動計画は、十年間の計画期間を設定しており、引き続き各湾において計画を推進し、状況により適宜見直しを行う。
伊勢湾再生行動計画	行動計画(平成19~28年度) *3年ごとに中間評価		最終評価 第二期策定	行動計画(第二期)(平成29~38年度) *3年ごとに中間評価					
大阪湾再生行動計画	最終評価 第二期策定	行動計画(第二期)(平成26~35年度) *3年ごとに中間評価							
広島湾再生行動計画	行動計画(平成19~28年度) *3年ごとに中間評価		最終評価 第二期策定	行動計画(第二期)(平成29~38年度) *3年ごとに中間評価					

主要施策

Ⅱ バラスト水管理の適正化

・バラスト水管理条約の内容を適切に実施するため、バラスト水処理装置の承認・設置等のバラスト水管理に関する施策の推進。

Ⅲ フォーラム設置等による官民連携の推進(東京湾)

新規性の高い施策

・「東京湾再生のための行動計画(第二期計画)」に基づき、多様な関係者の参画による議論や行動の活発化・多様化を図るため、多様な主体の連携・協働による官民一体となった取組を推進。

その他

○「4-2 海の再生・保全」に資する施策として、上記以外に、海域浄化対策事業の推進、船舶検査等執行体制の充実、サブスタンダード船対策の推進がある。 ※別表(各施策一覧表)の表4(23頁)参照。

行動計画

取組内容	平成26年度 (2014年度)	27年度 (2015年度)	28年度 (2016年度)	29年度 (2017年度)	30年度 (2018年度)	31年度 (2019年度)	32年度 (2020年度) 計画期間末	【中期】 42年度 (2030年度)	【長期】 62年度 (2050年度)
バラスト水管理条約の締結・実施	バラスト水管理条約の発効に向けた準備及び発効後の的確な運用							バラスト水管理条約の的確な運用	バラスト水管理条約の的確な運用
東京湾再生官民連携フォーラム	<ul style="list-style-type: none"> ・多様な関係者と連携・協働した取組 ・東京湾再生推進会議への提案 ほか 							フォーラムの行動計画・目標や、具体的な活動などについては、フォーラム自身が今後検討していく。	フォーラムの行動計画や具体的な活動などについては、フォーラム自身が今後検討していく。

4-3 水と緑による生態系ネットワーク形成の推進①

背景・課題

- これまでも、都市公園の整備や、社会資本整備と合わせた湿地の再生等を進めてきたところであるが、2010年の生物多様性条約締約国会議（COP10）において、生物多様性の劇的な損失との警鐘。
- これを受けた生物多様性国家戦略（平成24年）における「自然生息地の劣化・分断を顕著に減少させるため生態系ネットワークの形成」への対応の充実強化が求められている。

主要施策

I 都市緑地による生態系ネットワークの形成

○都市における生物多様性の保全の推進、○水と緑のネットワーク形成によるうるおいあるまちづくり、○都市における生物多様性の確保に資する緑地の保全・創出方策

- ・都市の生物多様性の確保に配慮した自治体の「緑の基本計画」策定支援の観点から、技術的配慮事項の策定に加え、都市の生物多様性の取組の進捗状況等を評価する指標（素案）※の策定、地方公共団体におけるケーススタディを実施中。今後、指標の普及により、各都市の生物多様性への取組を推進。
※緑地等の割合や動植物種数、エコジカルネットワーク形成状況などにより、都市の生物多様性の状況や施策の進捗状況を定量的に把握できる指標
 - ・民有地等における緑地の創出を推進するため、緑化地域制度、地区計画等緑化率条例制度等の活用を促進。また、地方公共団体以外のNPO法人等の団体が都道府県知事からの指定を受けて緑地の保全等を行う緑地管理機構や、緑地協定等の制度の活用を促進。
- <指標> 生物多様性の確保に配慮した緑の基本計画策定割合【約33%(H22)→約50%(H28)】、都市域における水と緑の公的空間確保量【12.6m²/人(H22)→13.5m²/人(H28)】

II 都市のコンパクト化により生じた緑地の生態系ネットワークへの転換促進

新規性の高い施策

○大都市圏における都市環境インフラのランドデザインの推進

- ・今後、人口減少に伴い生じる都市的土地利用が行われなくなる土地について、生物多様性に関する新たな知見等を踏まえて、首都圏都市環境インフラのランドデザインの改訂により、生態系ネットワーク形成に資するみどりへの転換を促す。

行動計画

取組内容	平成26年度 (2014年度)	27年度 (2015年度)	28年度 (2016年度)	29年度 (2017年度)	30年度 (2018年度)	31年度 (2019年度)	32年度 (2020年度) 計画期間末	【中期】 42年度 (2030年度)	【長期】 62年度 (2050年度)
都市緑地による生物多様性ネットワークの形成	都市の生物多様性の取組の進捗状況を簡便に客観的に評価する指標の普及により、生物多様性の確保に配慮した「緑の基本計画」策定の推進								
生物多様性の確保に配慮した緑の基本計画策定割合（約35%（平成23年度））			50%						
都市域における水と緑の公的空間確保量（12.7m ² （平成23年度））			13.5m ² /人						
都市のコンパクト化により生じた緑地の生態系ネットワークへの転換推進	「水と緑の重点形成軸」等を定めるランドデザインの改訂		国・自治体の都市環境インフラ整備の基本方針であるランドデザインに基づき、「水と緑の重点形成軸」等、水と緑のネットワークを形成（概ね2025年度を目標）					必要に応じ更に施策を推進	

4-3 水と緑による生態系ネットワーク形成の推進②

主要施策

Ⅲ 河川改修事業等に合わせた環境の保全・創出(多自然川づくり)

- ・河川改修事業等の「治水」と、湿地再生等の「環境」を両立させながら、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境等の保全・創出を推進。
 <指標>特に重要な水系における湿地の再生の割合【約3割(平成23年)→約5割(平成28年)】

Ⅳ 流域連携の広域化による生態系ネットワーク形成

新規性の高い施策

- ・円山川におけるコウノトリの再生等、地域の多様な主体(自治体、市民、農業関係等)と連携した生態系ネットワーク形成の取組の先進事例を検証し、そのノウハウを基に、他地域へ展開。まずは野田市を始めとする関東地域において、国土交通省が中心となってネットワーク形成を推進。

Ⅴ 緑の防災・減災の推進(緑の防潮堤等)

新規性の高い施策

- ・強靱かつ美しく風格のある国土を創造するため、沿岸部における防災・減災や利用、自然環境、景観を考慮した緑の防潮堤の整備など、緑を活用した防災・減災を推進する。

その他

- 「4-3 水と緑による生態系ネットワーク形成の推進」に資する施策として、上記以外に、生態系ネットワークの形成に関する普及・啓発、ダム整備にあたっての環境配慮(環境アセス等)、豊かで美しい海岸の環境の保全と回復、里山砂防の推進、地域性植物を用いた緑化技術、湖沼調査がある。
 ※別表(各施策一覧表)の表4(24頁)参照。

行動計画

取組内容	平成26年度 (2014年度)	27年度 (2015年度)	28年度 (2016年度)	29年度 (2017年度)	30年度 (2018年度)	31年度 (2019年度)	32年度 (2020年度) 計画期間末	【中期】 42年度 (2030年度)	【長期】 62年度 (2050年度)
河川を軸にした生態系ネットワークの形成	地域の多様な主体(自治体、市民、農業関係等)と連携しつつ、河川改修に合わせた再生等を推進								
流域連携の広域化による生態系ネットワーク形成	河川を軸とした生態系ネットワーク形成の取組の先進事例を検証し、そのノウハウを基に、他地域へ展開								
緑の防災・減災の推進 (緑の防潮堤等)	引き続き、緑の防災・減災を推進								

背景・課題

○全国的な熱中症患者数が増大している中、先般の「ヒートアイランド対策大綱」改定により、中長期的な緩和策に加え、短期的な適応策の必要性が指摘され、例えば数値シミュレーションモデル等により各種対策の総合的評価システム開発等による即応性の高い取組の充実強化が求められる。
 ※大綱において、「総合的な対策推進のため、①地理情報を活用して都市空間の熱環境を地図化しまちづくり等で活用する手法や、②数値シミュレーションモデル等により様々なヒートアイランド対策を総合的に評価するシステムを開発する」とこととされている

主要施策

I 国交省技術を活用したシステム開発による貢献

新規性の高い施策

・国交省技術(都市気候モデル・街区モデル)を活用したシステム開発により、自治体におけるリスクスポット把握、植栽等の即応策の実施を推進。さらに、ヒートアイランド対策の効果を容易に試算できるツールの構築により、自治体における様々な対策の実施を推進。

行動計画

取組内容	平成26年度 (2014年度)	27年度 (2015年度)	28年度 (2016年度)	29年度 (2017年度)	30年度 (2018年度)	31年度 (2019年度)	32年度 (2020年度) 計画期間末	【中期】 42年度 (2030年度)	【長期】 62年度 (2050年度)
国交省技術を活用したシステム開発	国交省技術を活用したシステム開発								
国交省ヒートアイランドポータルによるデータやツールの情報提供	国交省ヒートアイランドポータルによるデータやツールの情報提供								

主要施策

Ⅱ 「風の道」を活用した都市づくり、屋上緑化の充実強化

○水と緑のネットワーク形成によるうるおいあるまちづくり

○屋上等の緑化の推進、○合同庁舎における建物緑化の整備

- ・「風の道」を活用した都市づくりについて、技術的な助言を行うことにより、水と緑のネットワーク形成等の自治体の取組を支援。
- ・屋上緑化等の民間建築物等の敷地における緑化等の推進のため、緑化地域制度、地区計画等緑化率条例制度等の活用や、住宅・建築物の整備に関する各種事業における補助等を実施。

<指標>都市域における水と緑の公的空間確保量【12.6m²/人(H22)→13.5m²/人(H28)】、都市緑化等による温室効果ガス吸収量【105万t-CO₂/年(H22)→107万t CO₂/年(H28)】

Ⅲ 沿道環境対策の充実強化、環境対応車の普及促進等

○沿道環境対策の充実強化

- ・沿道地域と連携・協力しながら、都市内における道路空間の再配分にあわせた街路樹の整備や、路面温度の上昇を抑制する舗装の敷設を推進。
- ・環境基準を達成していない地域を中心に、沿道環境の改善を図るため、バイパス整備や交差点改良等のボトルネック対策、遮音壁の設置等を推進。

○環境対応車の普及促進等

- ・2020年までにNO₂及びSPMの大気環境基準の確保を目標とした自動車単体対策を推進。

その他

- 「4-4 ヒートアイランド対策等大気環境保全に関する取組の充実強化」に資する施策として、上記以外に、打ち水の実施による国民へのヒートアイランド問題の意識向上、下水再生水の利用等、空港周辺環境の改善がある。 ※別表(各施策一覧表)の表4(24頁)参照。

行動計画

取組内容	平成26年度 (2014年度)	27年度 (2015年度)	28年度 (2016年度)	29年度 (2017年度)	30年度 (2018年度)	31年度 (2019年度)	32年度 (2020年度) 計画期間末	【中期】 42年度 (2030年度)	【長期】 62年度 (2050年度)
「風の道」を活用した都市づくり、屋上緑化の充実強化	「風の道」を活用した都市づくりについて、「ヒートアイランド現象緩和に向けた都市づくりガイドライン」(H25.12作成)により自治体の取組を支援するとともに、民間建築物等の屋上緑化を推進								
都市域における水と緑の公的空間確保量(12.7m ² (平成23年度))			13.5m ² /人						
都市緑化等による温室効果ガス吸収量(106万t-CO ₂ /年(平成23年度))			107万t-CO ₂ /年						
道路空間を活用したヒートアイランド対策	道路利用者への快適な空間の提供やヒートアイランド対策のため、大都市の交差点周辺等の街路樹の整備等を実施								
良好な沿道環境の保全・創造	沿道環境の改善を図るため、交差点立体化や遮音壁の設置等を実施								

5 循環型社会の形成に向けた取組の推進

- 5-1 建設リサイクルの推進
- 5-2 中古住宅流通・リフォームの促進
- 5-3 下水道資源の有効利用の推進
- 5-4 リサイクルポート施策の推進
- 5-5 海面処分場の計画的な整備の推進

新規性の高い施策 : 今後、中長期的なスパンで成果達成に向け、新たに取り組む施策

背景・課題

○建設リサイクル法の施行、「建設リサイクル推進計画」等の建設リサイクルに関する施策の着実な実施により、建設廃棄物全体での再資源化等率は93%に達する一方で、建設汚泥や建設発生土、建設混合廃棄物については引き続き建設リサイクルの推進が必要。

主要施策

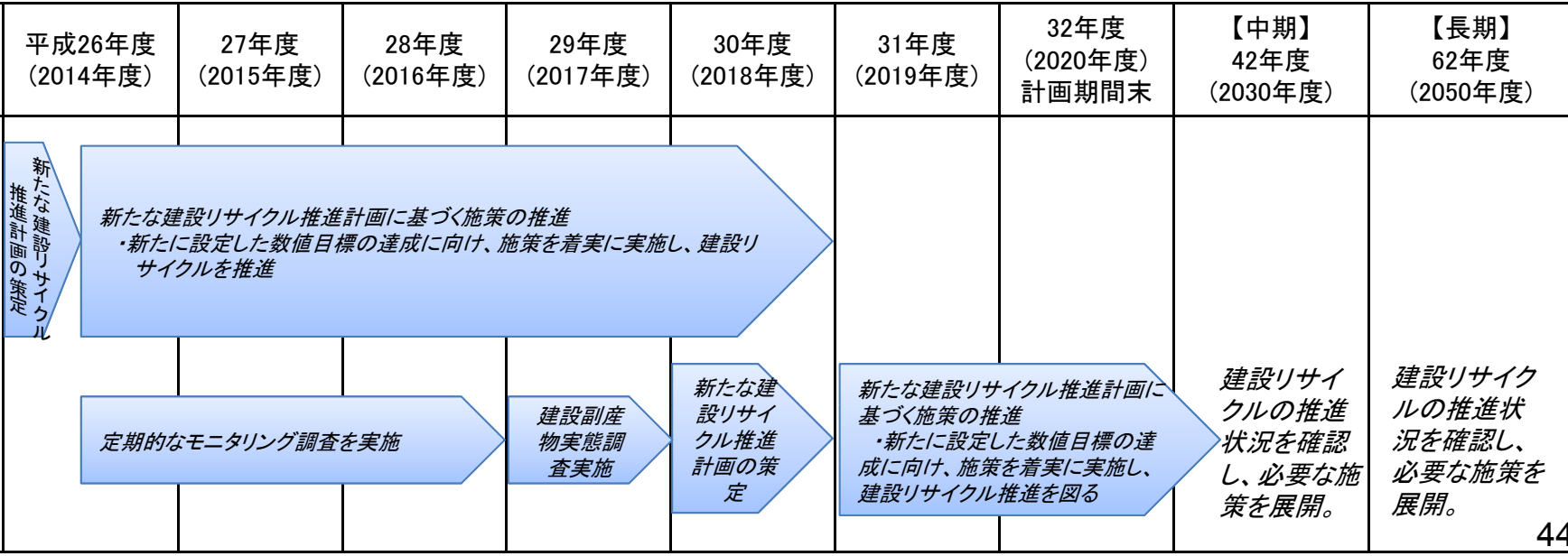
I 建設リサイクルの推進

- 新たな「建設リサイクル推進計画」の策定及び推進、○建設リサイクル法の徹底、○官庁施設における建設副産物対策の推進
 - ・建設副産物実態調査で現状の建設リサイクルに関する課題を把握、これに基づき新たな「建設リサイクル推進計画」を策定し、
 - 建設発生土や建設汚泥の工事間利用のより一層の促進。
 - 分別解体等の徹底による建設混合廃棄物の削減。
 - 今後想定される大規模災害時に災害廃棄物を効率的に建設資材として再生利用するためのガイドライン等の検討。
- 等について新たな目標値設定等により建設副産物の排出量抑制や再資源化率の向上を図る。

その他

○「5-1 建設リサイクルの推進」に資する施策として、上記以外に、公共工事における環境物品等の調達促進がある。 ※別表(各施策一覧表)の表5(25頁)参照。

行動計画

取組内容	平成26年度 (2014年度)	27年度 (2015年度)	28年度 (2016年度)	29年度 (2017年度)	30年度 (2018年度)	31年度 (2019年度)	32年度 (2020年度) 計画期間末	【中期】 42年度 (2030年度)	【長期】 62年度 (2050年度)
新たな建設リサイクル推進計画の策定及び推進	 <p>新たな建設リサイクル推進計画の策定</p> <p>新たな建設リサイクル推進計画に基づく施策の推進 ・新たに設定した数値目標の達成に向け、施策を着実に実施し、建設リサイクルを推進</p> <p>定期的なモニタリング調査を実施</p> <p>建設副産物実態調査実施</p> <p>新たな建設リサイクル推進計画の策定</p> <p>新たな建設リサイクル推進計画に基づく施策の推進 ・新たに設定した数値目標の達成に向け、施策を着実に実施し、建設リサイクル推進を図る</p>								
									建設リサイクルの推進状況を確認し、必要な施策を展開。

背景・課題

- 住宅のストックが量的に充足し、環境問題や資源・エネルギー問題がますます深刻化する中で、これまでの「住宅を作っては壊す」社会から、「いいものを作って、きちんと手入れして、長く大切に使う」社会へと移行することが重要。
- 第三次循環型社会形成推進基本計画(平成25年5月閣議決定)においても、今後取り組むべき課題として「2R(リデュース、リユース)の取組がより進む社会経済システムの構築」が掲げられたところであり、このような観点も踏まえ、新規に供給される住宅ストックの質を高めることはもちろんのこと、既存住宅ストックについても適切に維持管理されたストックが市場において循環利用される環境を整備することを重視した施策が必要。

主要施策

I 中古住宅流通・リフォームの促進

- 中古住宅流通市場の改善と質の安心確保(検査・表示等)。
 - ・インスペクションの普及・促進、瑕疵保険の充実等。
 - ・既存住宅の性能評価・表示の充実。
 - ・長期優良住宅化リフォーム推進のための基準の策定・普及・支援。
 - ・事業者団体を通じた適正な住宅リフォーム事業の推進。
 - ・宅建業者による消費者への情報提供の充実。等
- 中古住宅に係る建物評価手法の改善、住宅金融市場との連携。
 - ・20年程度で一律に経年減価する木造戸建て住宅等の建物評価見直し。
 - ・改善された建物評価手法を金融機関の担保評価に反映、中古住宅の適正な評価による新たな金融商品の普及。

行動計画

取組内容	平成26年度 (2014年度)	27年度 (2015年度)	28年度 (2016年度)	29年度 (2017年度)	30年度 (2018年度)	31年度 (2019年度)	32年度 (2020年度) 計画期間末	【中期】 42年度 (2030年度)	【長期】 62年度 (2050年度)
中古住宅流通・ リフォームの促進	中古住宅市場の環境整備の促進に向けた取組強化						中古住宅流通・ リフォーム市場の規模を 倍増【10兆円 (平成22年) →20兆円(平 成32年)】	中古住宅流通・ リフォーム市場の規模 の継続的拡大	

5-3 下水道資源の有効利用の推進①

背景・課題

- 平成25年5月策定の循環型社会形成推進基本計画においては、「世界規模での資源制約のもと、循環を質の面からも捉え、貴重な資源やバイオマス系循環資源のエネルギー有効利用、下水処理場の地域のバイオマス活用拠点化の推進」等が指摘。
- 下水汚泥はこれまで、建設資材やコンポストなどへの利用を通じ、循環型社会の形成に貢献してきたが、今後は、同指摘等も踏まえ、東日本大震災後の逼迫したエネルギー需給等を踏まえ、バイオガス発電、固形燃料などのエネルギー利用の強化、下水汚泥等からのリン回収等が必要。
- また、都市に豊富に存在する下水熱(約1500万世帯の年間冷暖房熱源相当)については、導入実施が全国12か所であり、今後更なるポテンシャル発揮が必要。
- さらに、下水再生水については、これまで、主として河川維持用水、せせらぎ用水、農業用水等の供給により貢献してきたが、今後は、気候変動に伴う渇水リスクへの対応、低炭素都市づくり貢献等のニーズへの対応が一層必要。

主要施策

I 下水道革新的技術実証事業(B-DASHプロジェクト)によるバイオガス発電、固形燃料、リン回収の低コスト・高効率化の推進

- ・下水道革新的技術実証事業(B-DASHプロジェクト)により、下水道バイオマスを活用した発電、固形燃料化技術の実証を実施するとともに、実証事業の成果について、ガイドライン化を図ること等によって低コスト・高効率のエネルギー化技術を普及(平成23年度～)。有用資源であるリンについて、引き続きコンポスト等による利用を推進するとともに、低コスト、高効率のリン回収技術を実証。

※バイオガス発電は現在41箇所

※下水汚泥の固形燃料化施設は現在7箇所

II 下水処理場の地域バイオマスの活用拠点化

- ・下水処理場を地域のバイオマス活用の拠点と位置づけ、地域における様々なバイオマスを集約、混合利用により、①下水道サイドは、バイオガス発生量の増加、②他バイオマスサイドは、スケールメリットの確保により、事業採算性の向上等のメリット。この観点から、これまで全国的に、ディスポーザー等による生ゴミ、食品残渣等を受け入れている事例も出てきているところであるが、今後は、バイオマス産業都市等のスキームを活用した、関係省庁連携強化による全国展開(平成25年度は新潟市が選定)に取り組むとともに、革新的技術実証成果を踏まえた受け入れバイオマスの多様化、バイオマスの収集におけるディスポーザーの活用方法等下水道の資源、エネルギー活用の更なる推進方策の検討実施。

<指標> ・下水汚泥エネルギー化率【13%(H22)→29%(H28)】

III 官民連携による下水熱利用の推進

- ・官民連携の下水熱利用推進協議会を推進母体(平成24年度～)に、低コスト技術開発、投資インセンティブの充実化等により、ソニービル等下水処理場近接地における供給に加え、未処理下水・下水再生水を活用した下水処理場から離れた地域における案件形成を推進。

行動計画

取組内容	平成26年度 (2014年度)	27年度 (2015年度)	28年度 (2016年度)	29年度 (2017年度)	30年度 (2018年度)	31年度 (2019年度)	32年度 (2020年度) 計画期間末	【中期】 42年度 (2030年度)	【長期】 62年度 (2050年度)
下水道革新的技術実証事業(B-DASHプロジェクト)によるバイオガス発電、固形燃料の低コスト・高効率化の推進	実証事業成果を全国へ普及拡大								
下水処理場の地域バイオマスの活用拠点化	バイオマス産業都市等のスキームを活用した支援				全国へ普及拡大				
官民連携による下水熱利用の推進	ポテンシャルマップの作成	好事例の発掘・形成	水平展開	好事例の発掘・形成	水平展開	好事例の発掘・形成	水平展開	好事例の発掘・形成	水平展開

5-3 下水道資源の有効利用の推進②

主要施策

Ⅳ 多元的再生水利用の推進

これまで、一部政令指定都市等において実施されているせせらぎ用水、トイレ用水等の供給に取り組んできたところ、今後は、潤いのある低炭素都市づくり貢献等の観点から、熱源用水・水質改善用水等のパッケージ化について、上記協議会等を通じ、成功事例を蓄積。また、雨水利用によるトイレ用水、せせらぎ用水の供給の推進等により気候変動に伴う渇水リスク対策を推進。さらに、日本が幹事国を務める国際標準化機構 (ISO) の専門委員会 (TC282) における国際標準化等を通じて、国内で培われた再生水技術の海外展開を推進。

Ⅴ 下水道エネルギーの新展開

新規性の高い施策

- 下水道革新的技術実証事業 (B-DASHプロジェクト) による水素利用技術の普及
 - ・2015年の燃料電池自動車の市場投入に資する水素利用について技術実証を実施。
- 下水汚泥の固形燃料のJIS化
- 下水管路更新機会と併せた下水熱利用の推進

行動計画

取組内容	平成26年度 (2014年度)	27年度 (2015年度)	28年度 (2016年度)	29年度 (2017年度)	30年度 (2018年度)	31年度 (2019年度)	32年度 (2020年度) 計画期間末	【中期】 42年度 (2030年度)	【長期】 62年度 (2050年度)	
熱源用水・水質改善用水のパッケージ化等による再生水利用の推進	好事例の形成、普及展開、先進技術の実証、活用等を行うことにより再生水利用を推進									
再生水技術の国際標準化を通じた国際展開の推進	ISO/TC282における国際標準の策定に向けた取組			国際標準の必要に応じた見直し・追加						
	策定された国際標準を活用した再生水技術の国際展開の推進									
下水道革新的技術実証事業 (B-DASHプロジェクト) による水素利用技術の普及	下水汚泥の水素利用技術の実証事業とガイドライン化		実証事業成果を全国へ普及拡大							
下水汚泥の固形燃料のJIS化	JIS化	下水汚泥固形燃料取引市場の創設								
下水管路更新機会と併せた下水熱利用の推進	実証事業成果を全国へ普及拡大									
下水汚泥の利用率 (約55% (平成23年))								約85%		

5-4 リサイクルポート施策の推進

背景・課題

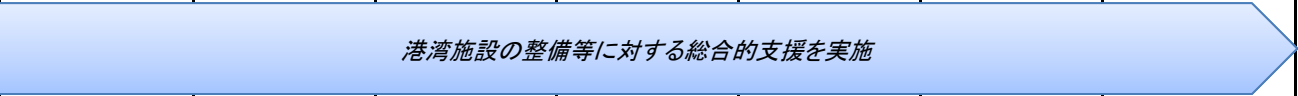
- 国交省において 循環資源の広域流動の拠点となる港湾をリサイクルポート(総合静脈物流拠点港)に指定し(全22港指定)、リサイクル関連企業立地数は平成13年以降1.9倍に増加。
- 一方、小口の排出事業者が数多く存在し、単独では海上輸送の利点である大量輸送に満たない等の要因から、循環資源の輸送形態の9割は陸送であり、リサイクルポートの物流基盤が十分に活かされていない状況。

主要施策

I リサイクルポート施策の推進

- ・引き続き、港湾施設の整備等に対する総合的支援を講じることにより、リサイクル関連企業の集積を図り、循環資源の広域利用を推進。さらに、関係省庁と連携して、民間事業者による、需給や物流のマッチングを通じた静脈物流システムの構築(ビジネスモデルの確立)を支援し、リサイクルポートを拠点とした静脈物流のモーダルシフト・輸送効率化を促進。

行動計画

取組内容	平成26年度 (2014年度)	27年度 (2015年度)	28年度 (2016年度)	29年度 (2017年度)	30年度 (2018年度)	31年度 (2019年度)	32年度 (2020年度) 計画期間末	【中期】 42年度 (2030年度)	【長期】 62年度 (2050年度)
リサイクルポート施策の推進								リサイクルポートを拠点とした静脈物流のモーダルシフト・輸送効率化の促進	循環型社会の構築、静脈物流コストの削減、環境負荷の低減、臨海部産業の活性化
国内循環資源取扱量(海運)におけるリサイクルポート指定港のシェア(37.5%(平成25年))				40%					

5-5 海面処分場の計画的な整備の推進

背景・課題

- 港湾の国際競争力を強化するための港湾整備において発生する浚渫土砂を、海面処分場にて計画的に処分していくことが必要。
- 一般廃棄物に関して、内陸部における最終処分場の確保が困難になってきていることから、都市部を中心に海面処分場への依存度が高くなっている。そのため、内陸部における最終処分場だけでは対応できない廃棄物等を可能な限り減量化した上で、港湾空間において受け入れていくことが必要。
- また、阪神・淡路大震災や東日本大震災等の災害時に大量に発生する災害廃棄物の処理において、海面処分場が大きく貢献。

主要施策

I 海面処分場の計画的な整備の推進

- 海面処分場の計画的な整備の推進、○広域処分場の計画的な整備の推進、○港湾建設資源の広域利用の推進
 - ・港湾整備に伴う浚渫土砂や、内陸部で最終処分場の確保が困難な廃棄物を確実に受け入れるため、海面処分場を計画的に整備。

行動計画

取組内容	平成26年度 (2014年度)	27年度 (2015年度)	28年度 (2016年度)	29年度 (2017年度)	30年度 (2018年度)	31年度 (2019年度)	32年度 (2020年度) 計画期間末	【中期】 42年度 (2030年度)	【長期】 62年度 (2050年度)
海面処分場の整備	海面処分場の計画的な整備を推進							海面処分場の計画的な整備を推進	海面処分場の計画的な整備を推進
廃棄物を受け入れる海面処分場の残余確保年数(約7年(平成24年度))				7年					

- 6-1 モビリティ・マネジメントによる自動車のかしこい利用等
低炭素社会を支えるライフスタイル変容の促し
- 6-2 環境負荷の「見える化」による環境性能の高い住宅・建築物の選択等の推進
- 6-3 気候変動・防災に関する知識の普及啓発による自助・共助の取組推進
- 6-4 建設リサイクルの取り組みの普及啓発による建設リサイクル参画の推進
- 6-5 環境教育等による生物多様性に関する普及啓発の推進

6-1 モビリティ・マネジメントによる自動車のかしこい利用等 低炭素社会を支えるライフスタイル変容の促し

背景・課題

- 運輸部門における地球温暖化対策の強化の観点からは、公共交通機関の利用者利便の増進とともに、自動車をかしく利用するライフスタイル・ビジネススタイルの変革など国民の主体的な行動を促進することが重要。
- そういった中、モビリティ・マネジメントによる
 - ・コミュニケーション施策を通じた公共交通機関等の適切な利用への促し
 - ・エコドライブ、エコ通勤等の表彰ツール等を通じた促し
 等のソフト施策による国民の自動車をかしく利用する方向への促しの継続的展開が必要。

主要施策

I コミュニケーションによる国民の自発的行動変容の促進

- コミュニケーションによる国民の自発的行動変容の促進、○交通エコロジー教室の開催
 - ・現在各地で展開されている居住地、職場、学校を対象にした事例、教材の提供等を通じた教育普及活動、アンケート等を利用したコミュニケーション施策等によるモビリティ・マネジメント施策(人々の自発的な行動変容を促すためのコミュニケーションを中心としたソフト施策)の継続的展開を目指す。

II 表彰、セミナー等による行動変容の促進

- ・エコドライブ、エコ通勤に取り組む個人、企業に対する表彰等を通じた行動変容施策への支援を充実。
- ・自転車ネットワーク計画の作成・整備施策とセミナー等ソフト施策との併用、ICT技術の活用、プライシング等による効果向上。

行動計画

取組内容	平成26年度 (2014年度)	27年度 (2015年度)	28年度 (2016年度)	29年度 (2017年度)	30年度 (2018年度)	31年度 (2019年度)	32年度 (2020年度) 計画期間末	【中期】 42年度 (2030年度)	【長期】 62年度 (2050年度)
コミュニケーションによる国民の自発的行動変容の促進	小学生等を対象に、事例、教材の提供等を通じた教育普及活動等により、モビリティ・マネジメント施策を推進								
	エコドライブ普及推進協議会活動を推進し、コンクール、講習、シンポジウム等を開催								
表彰、セミナー等による行動変容の促進	表彰や地方運輸局等と連携した広報活動の充実化等により、エコ通勤を推進							—	—
	EST普及推進委員会活動等を通じて、セミナー開催により自家用自動車から自転車・公共交通機関等への利用転換を推進								

6-2 環境負荷の「見える化」による環境性能の高い住宅・建築物の選択等の推進

背景・課題

○第4次環境基本計画にも指摘されているとおり、環境配慮型の商品・サービスや事業者が市場において評価され、消費者に選択されることを促すことが必要。

主要施策

I 住宅性能表示制度、CASBEE、BELSの活用を通じた環境性能の高い住宅・建築物の選択の促進

○住宅・建築物に関する総合的な環境性能評価手法(CASBEE)の開発・普及、○住宅性能表示制度の普及推進、○建築物省エネルギー性能表示制度(BELS)の開発・普及
 ・住宅・建築物の環境性能をより分かりやすく「見える化」するなど、制度の充実化を図るとともに、制度の普及に継続的に推進。

II 運輸事業者等における環境配慮活動の選択への促し

○グリーン経営認証制度活用の拡大、○鉄道貨物輸送へのモーダルシフトの促進、○海上貨物輸送へのモーダルシフトの推進、○運輸事業者等における環境配慮活動の選択への促し
 ・運輸事業者等における環境配慮活動をマーク等により「見える化」、制度の普及促進に継続的に推進。

その他

○「6-2 環境負荷の「見える化」による環境性能の高い住宅・建築物の選択等の推進」に資する施策として、上記以外に、政府実行計画等の着実な実施、低炭素社会実行計画のフォローアップ、自動車及び内航海運分野における燃料消費量の正確な把握に資する統計の整備・見直しがある。 ※別表(各施策一覧表)の表6(26頁)参照。

行動計画

取組内容	平成26年度 (2014年度)	27年度 (2015年度)	28年度 (2016年度)	29年度 (2017年度)	30年度 (2018年度)	31年度 (2019年度)	32年度 (2020年度) 計画期間末	【中期】 42年度 (2030年度)	【長期】 62年度 (2050年度)
CASBEEの開発・普及の推進	用途に応じた評価ツールの一層の充実を検討								
省エネ性能の評価・表示	住宅性能表示制度や建築物省エネルギー性能表示制度(BELS)の普及推進								
運輸事業者における環境配慮活動の選択への促し	事業者への講習会等を通じて、グリーン経営認証制度の普及を促進								
	交通・観光カーボンオフセットを普及するため、支援システムの運用やモデル事業の実施、セミナー等を開催							—	—
エコレールマークの普及促進	エコレールマークの普及促進								
海上貨物輸送へのモーダルシフトの推進(エコシップマークの普及)	モーダルシフトの取組の促進								

背景・課題

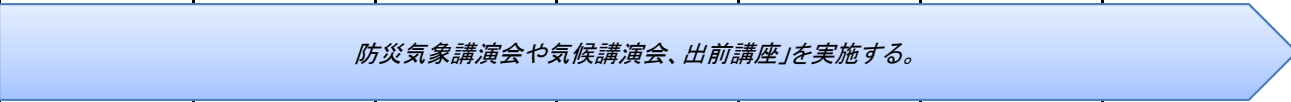
○平常時からの備えや情報の重要性について多くの人に知っていただき、防災意識の向上と、防災情報の有効な利用を促進することが必要。

主要施策

I 気候変動・防災に関する知識の普及啓発

・気象災害や気候変動に関する正確な知識の普及啓発を行うことにより、自ら考えて行動していただくことを目的として、「防災気象講演会」や「気候講演会」、「出前講座」等を実施。

行動計画

取組内容	平成26年度 (2014年度)	27年度 (2015年度)	28年度 (2016年度)	29年度 (2017年度)	30年度 (2018年度)	31年度 (2019年度)	32年度 (2020年度) 計画期間末	【中期】 42年度 (2030年度)	【長期】 62年度 (2050年度)
気候変動・防災に関する知識の普及啓発								・気候変動に関する知識の普及啓発 ・防災意識の向上と、防災情報の有効な利用の促進	・気候変動に関する知識の普及啓発 ・防災意識の向上と、防災情報の有効な利用の促進

6-4 建設リサイクルの取り組みの普及啓発による建設リサイクル参画の推進 国土交通省

背景・課題

○建設リサイクルの推進にあたっては、関係者が建設リサイクルの取り組み成果を実感できることや、建設リサイクルに対する国民の理解と参画を得るため、継続的な普及啓発活動に取り組んでいくことが必要。

主要施策

I 建設リサイクルの取り組みの普及啓発

・業界全体のリサイクル参画と推進への意識の高揚に資するため、建設リサイクル技術発表会・展示会の開催や、リデュース・リユース・リサイクル(3R)推進功労者等表彰を通じて、建設リサイクルの推進に有用な取り組みや技術情報等の普及啓発を実施。

行動計画

取組内容	平成26年度 (2014年度)	27年度 (2015年度)	28年度 (2016年度)	29年度 (2017年度)	30年度 (2018年度)	31年度 (2019年度)	32年度 (2020年度) 計画期間末	【中期】 42年度 (2030年度)	【長期】 62年度 (2050年度)
建設リサイクルの取り組みの普及啓発	建設リサイクルに関する取り組みの普及啓発 ・建設リサイクル技術発表会・展示会 ・リデュース・リユース・リサイクル(3R)推進功労者等表彰							建設リサイクルの取り組みの普及啓発	建設リサイクルの取り組みの普及啓発

6-5 環境教育等による生物多様性に関する普及啓発の推進

背景・課題

○生物多様性国家戦略においては、「生物多様性保全の取組を推進していくためには、様々な主体が生物多様性を意識し、行動につなげていくことが不可欠。このためには、生物多様性に関する教育・学習・体験の充実や、セミナー・情報提供等による普及啓発に加え、多様な主体の連携協働活動の促進が必要。」と指摘。

主要施策

I 河川・海・公園等をフィールドとする体験、教育機会の拡大

○河川における環境教育の推進、○都市公園等における環境教育の推進、○海辺の環境教育の推進

・自然とのふれあいを通して子供の頃から自然や生物を知り、体感することで、生物多様性に関する理解や知識を深めるため、河川・海・公園等のフィールドを活かした環境教育の場や機会を提供。自然再生や水辺の環境整備等の取組について、環境省と連携して教科書出版社向けの説明会を実施するとともに、写真等の各種資料を提供。

II エコツーリズムを活用した体験、教育機会の拡大

・地域と連携し、自然観光資源の発掘・磨き上げを行い、エコツーリズムを促進することで、体験、教育機会を拡大。

III 多様な主体の連携協働の促進

・社会資本分野の生物多様性保全活動の促進のため、NPOの活動の好事例、地域における植生の分布等の情報を、パンフレットや、ICTの活用により、市民に分かりやすく提示。

その他

○「6-5 環境教育等による生物多様性に関する普及啓発の推進」に資する施策として、上記以外に、企業等による緑化を推進するための仕組みづくりがある。 ※別表(各施策一覧表)の表6(27頁)参照。

行動計画

取組内容	平成26年度 (2014年度)	27年度 (2015年度)	28年度 (2016年度)	29年度 (2017年度)	30年度 (2018年度)	31年度 (2019年度)	32年度 (2020年度) 計画期間末	【中期】 42年度 (2030年度)	【長期】 62年度 (2050年度)
河川・海・公園等をフィールドとする体験、教育機会の拡大	生物多様性条約COP12での愛知目標の中間評価の結果や、今後の国内外の状況変化等を踏まえて、引き続き推進							生物多様性国家戦略(現行:2020年度)の見直し状況等を踏まえて実施	生物多様性国家戦略の長期目標(我が国の生物多様性の状態を現状以上に豊かなものとする)を目指して取り組み実施
エコツーリズムを活用した体験、教育機会の拡大	環境省及び実施する地域と連携の上、エコツーリズムを促進								
領域をまたぐ多様な主体の連携協働の促進	ワークショップ開催・手引書作成/展開等により、連携協働を促進								

- 7-1 国際的枠組みづくりの主導的参加と先端的環境技術利用・海外展開の一体的推進
- 7-2 環境共生型都市開発等の海外展開支援の推進
- 7-3 省エネ強化・再生可能エネルギー導入支援等に向けた環境貢献の高度化
- 7-4 気象情報による環境貢献の高度化
- 7-5 地球地図の整備による環境貢献の高度化
- 7-6 ICTを活用した環境貢献の高度化

背景・課題

- 日本再興戦略において、我が国の優れた環境・エネルギー技術の展開を通じて、新興国を始め、世界全体で急速に拡大する環境・エネルギー関連市場を獲得していくこととされているところ。
- 省エネ・省CO2技術開発、国際基準化等の推進により、我が国と世界の持続可能な経済成長と地球環境の保全に向けた国際貢献を促すことが必要。

主要施策

I 海事分野における国際的枠組みづくりの主導的参加と先端的环境技術開発・海外展開の一体的推進 新規性の高い施策

- 国際海運からの省エネ・省CO2対策、○国際海運における温暖化・大気汚染対策の枠組み策定に向けた国際貢献
 - ・海事分野における「IMO(国際海事機関)における国際的枠組みづくり主導」と「世界最先端の海洋環境技術開発・新技術の普及促進」を通じて、国際基準化等による環境・エネルギー技術の国際展開、関連市場の獲得拡大に向けた取組を積極的に推進。

II 航空分野における国際的枠組みづくりの主導的参加と先端的环境技術利用・海外展開の一体的推進 新規性の高い施策

- 国際航空分野の気候変動対策への貢献、○航空管制システム等の海外展開
 - ・国際航空分野におけるCO2削減目標達成に向け、ICAO(国際民間航空機関)での具体的方策の検討の主導と、具体的方策の実施に貢献する航空インフラ海外展開を一体的に推進。

行動計画

取組内容	平成26年度 (2014年度)	27年度 (2015年度)	28年度 (2016年度)	29年度 (2017年度)	30年度 (2018年度)	31年度 (2019年度)	32年度 (2020年度) 計画期間末	【中期】 42年度 (2030年度)	【長期】 62年度 (2050年度)
海事分野における国際的枠組みづくりと技術研究開発・新技術の普及促進の一体的推進	IMO(国際海事機関)における国際的枠組みづくりの主導							省エネ・省CO2技術に関して、国際競争力を向上することで、成長による富の創出を実現	省エネ・省CO2技術に関して、国際競争力を向上することで、成長による富の創出を実現
	世界最先端の海洋環境技術開発				新技術の普及促進				
航空分野における国際的枠組みづくりの主導的参加と先端的环境技術利用・海外展開の一体的推進	ICAOにおける議論等を主導								
	航空管制システム等の海外展開を推進								

主要施策

Ⅲ 下水再生水利用等の国際標準化 新規性の高い施策

・世界的に優位性のある本邦下水道技術の国際的位置づけを確立するため、評価手法、マネジメント手法等の国際標準化を推進。

その他

○「7-1 国際的枠組みづくりの主導的参加と先端的环境技術開発・海外展開の一体的推進」に資する施策として、上記以外に、社会資本整備分野における気候変動対策事業の推進、北西太平洋地域海行動計画(NOWPAP)での国際協力、東アジア海域環境管理パートナーシップ(PEMSEA)への貢献、交通分野における国際協力の推進、国際社会における交通連携の確保、環境・省エネ建設技術の海外への普及促進、世界水フォーラムを始めとする国際的な議論への参画、地球温暖化に伴う気候変動による水災害適応策についての国際貢献の推進、住宅・建築物に関する総合的な環境性能評価手法(CASBEE)の開発・普及、鉄道分野における国際貢献、港湾分野における戦略的技術開発・国際貢献の推進がある。 ※別表(各施策一覧表)の表7(28頁)参照。

行動計画

取組内容	平成26年度 (2014年度)	27年度 (2015年度)	28年度 (2016年度)	29年度 (2017年度)	30年度 (2018年度)	31年度 (2019年度)	32年度 (2020年度) 計画期間末	【中期】 42年度 (2030年度)	【長期】 62年度 (2050年度)
経済協力の戦略的な活用	経済協力の戦略的な活用								
国際標準等の獲得及び認証基盤の整備	国際標準等の獲得及び認証基盤の整備								
再生水技術の国際標準化を通じた国際展開の推進	ISO/TC282における国際標準の策定に向けた取組			国際標準の必要に応じた見直し・追加					
							策定された国際標準を活用した再生水技術の国際展開の推進		

7-2 環境共生型都市開発等の海外展開支援の推進

背景・課題

- アジア新興国等において、都市への人口集中や資源・エネルギー・環境問題を背景に環境共生型都市(エコシティ)開発の需要増。
- インフラシステム輸出戦略において、インフラ輸出を進める新たなフロンティアとなる分野の一つとして、エコシティが掲載。

主要施策

I 環境共生型都市開発等の海外展開支援の推進

○環境共生型都市開発の海外展開支援の推進

- ・環境問題等に対応する我が国の幅広い先進技術・ノウハウ等をパッケージとして海外に展開するため、アジア新興国等との間でエコシティ開発に関する政府間の協力枠組みを構築しつつ、我が国の技術・ノウハウを活かした環境共生型都市開発の基本構想を作成して提案するとともに、海外セミナー開催等による情報発信を行い、構想・企画といった川上段階からの民間コンソーシアム等による事業拡大に向けたアプローチを支援。

○下水道分野における国際展開の推進

- ・下水道グローバルセンター(GCUS)の活動を通じ、本邦下水道技術および本邦下水道事業運営ノウハウ等の移転により海外の下水道事業の発展に貢献し、世界の水環境の保全に貢献。

行動計画

取組内容	平成26年度 (2014年度)	27年度 (2015年度)	28年度 (2016年度)	29年度 (2017年度)	30年度 (2018年度)	31年度 (2019年度)	32年度 (2020年度) 計画期間末	【中期】 42年度 (2030年度)	【長期】 62年度 (2050年度)
環境共生型都市開発の海外展開支援の推進	環境共生型都市開発の海外展開支援の推進へ向け、政府間協力の推進や民間コンソーシアムの形成支援等を継続的に実施								
二国間協議、技術協力を通じた本邦下水道事業への理解・浸透	二国間協議、技術協力を通じた本邦下水道事業への理解・浸透							—	—
国際標準等の獲得及び認証基盤の整備	国際標準等の獲得及び認証基盤の整備								

背景・課題

○世界最高水準の省エネ対策や再生可能エネルギー等の導入など、技術力を活かした環境貢献の高度化を推進していくことが重要な課題。

主要施策

I 自動車分野における環境貢献の高度化

- ・2020年度乗用車燃費基準の導入により、自動車メーカー等に対し、世界最高レベルの燃費改善に向けた技術革新を促進。また、環境性能に優れた自動車に対する導入補助や税制優遇、次世代大型車の開発支援を実施。
- ・我が国のリーダーシップにより2013年6月に成立した、「水素燃料電池自動車に関する世界統一技術基準」について、同技術基準を国内法規へ受け入れるため、車両の保安基準等の見直しを実施。また、認証の相互承認（日本の基準を満たした車両を欧州に輸出した際、改めて輸出先で当該部分の認可手続を行う必要なし。欧州から日本へ輸入された場合も同様。）の実現に向けた検討を実施。

行動計画

取組内容	平成26年度 (2014年度)	27年度 (2015年度)	28年度 (2016年度)	29年度 (2017年度)	30年度 (2018年度)	31年度 (2019年度)	32年度 (2020年度) 計画期間末	【中期】 42年度 (2030年度)	【長期】 62年度 (2050年度)
燃費性能の高い自動車の普及促進	エネルギーの使用の合理化等に関する法律に基づく燃費基準(トプランナー基準)の策定及び燃費基準の達成レベルの評価・公表を行い、燃費性能に対する一般消費者の関心と理解を深め、燃費性能の高い自動車の普及を促進								
技術開発の促進	環境性能に優れた自動車に対する税制優遇を実施し、技術開発を促進								
ガソリン乗用自動車の2020年度燃費基準に対する新車平均燃費の達成度合(95.56%(平成24年度))							100%		
環境対応車の普及促進 次世代大型車開発・実用化促進事業	環境性能に優れた自動車に対する導入補助や税制優遇等を実施し、普及・技術革新を促進								
新車販売に占める次世代自動車の割合(19.7%(平成24年度))							最大50%	50~70%	

主要施策

Ⅱ 鉄道分野における環境貢献の高度化

- ・回生ブレーキの活用等による省エネ型鉄道車両の導入、省エネ設備の導入、鉄道駅や運転司令所等における再生可能エネルギーの導入など、鉄道事業者による省電力化・低炭素化についての計画的な取組を支援するエコレールラインプロジェクトを推進。
- ・節電や省エネ効果が期待される蓄電池車両の開発など、環境に優しい鉄道システムの開発を推進。

Ⅲ 船舶分野における環境貢献の高度化

- ・電気推進システムを採用した環境負荷低減、省エネ、船内環境の改善を図った「スーパーエコシップ(SES)」の建造を推進するとともに、省エネ機器を搭載した内航船舶への代替建造を推進。
- ・また、運行支援システム等、エネルギー使用の合理化に資する運航機器の導入等を推進。
- ・液化水素の海上輸送体制の確立を図るため、液化水素の運搬船の建造・就航に向けての安全基準の整備を推進。これにより、将来的な再生可能エネルギーの貯蔵・利用にも貢献。

行動計画

取組内容	平成26年度 (2014年度)	27年度 (2015年度)	28年度 (2016年度)	29年度 (2017年度)	30年度 (2018年度)	31年度 (2019年度)	32年度 (2020年度) 計画期間末	【中期】 42年度 (2030年度)	【長期】 62年度 (2050年度)
エネルギー消費効率の良い車両や鉄道施設への省エネ設備の導入促進	エネルギー消費効率の良い車両や鉄道施設への省エネ設備の導入促進								
省エネに資する船舶の普及促進	スーパーエコシップの建造支援 内航海運のさらなる省エネに向けた推進施策の検討等								
スーパーエコシップ等省エネ船舶の累積建造決定数(24隻(平成24年度))							28隻	—	—
液化水素の海上輸送体制の確立	液化水素運搬船安全基準の国内検討	関係国(豪州)との調整 国際海事機関(IMO)への提案・国際基準化				小規模パイロット液化水素運搬船による実証		海上輸送体制の確立	

主要施策

Ⅳ 航空分野における環境貢献の高度化

・航空交通システムの高度化による運航方式の効率化、空港における省エネ・省CO₂削減対策及び代替航空燃料の普及等推進。

Ⅴ 住宅・建築物分野における環境貢献の高度化

・住宅・建築物の環境対策等の諸課題に対応するため、民間事業者の知見・ノウハウを活用し、技術開発を推進。
 ・省CO₂の実現性に優れたリーディングプロジェクトとなる住宅・建築物について、民間等の取組に対し、これまで164件へ補助による支援を実施。

行動計画

取組内容	平成26年度 (2014年度)	27年度 (2015年度)	28年度 (2016年度)	29年度 (2017年度)	30年度 (2018年度)	31年度 (2019年度)	32年度 (2020年度) 計画期間末	【中期】 42年度 (2030年度)	【長期】 62年度 (2050年度)	
航空交通システムの高度化	主要路線・空港から順次拡大									
空港における省エネ・省CO ₂ 削減対策(エコエアポートの推進)	環境配慮技術の利用・導入推進									
空港関連施設低炭素化促進事業	GPU施設等の空港における減エネ設備等の導入に係る費用の一部を補助			↑						
代替航空燃料の普及促進	関係者間での調整を実施									
輸送単位量あたりの燃料使用量(3.2%(平成24年度))							基準年に対して燃費効率を4.8%改善	—	—	
新築住宅・建築物の省エネ基準適合率							100%(2020年目途)			
省エネ法に基づく規制	改正省エネ基準の施行	2020年までの段階的基準適合義務化に向けた環境整備								
より高い住宅性能への誘導、普及	ゼロエネルギー住宅を標準的な新築住宅とする等								新築住宅、建築物が平均で2ゼロエネルギー住宅、ゼロエネルギー建築物の実現。	
省エネ性能の評価・表示	住宅性能表示制度や建築物省エネルギー性能表示制度(BELS)の普及推進									

主要施策

VI 下水道分野における環境貢献の高度化

・下水道の有する下水道バイオマス、下水熱等の大きなエネルギー・資源ポテンシャルを最大限利用するため、低コスト・高効率な技術実証を実施。

VII 海洋再生可能エネルギー分野における環境貢献の高度化

・浮体式洋上風力発電施設特有の技術的課題について検討し、平成25年度末までに安全ガイドラインを策定。

・浮体式・浮遊式の海洋エネルギー（海洋温度差、海流、波力、潮力）を利用した発電システムについて、係留や油濁流出防止など安全・環境対策のための技術的な検討を実施。

その他

○「7-3 省エネ強化・再生可能エネルギー導入等による環境貢献の高度化」に資する施策として、上記以外に、地球に優しい鉄道システムの開発がある。 ※別表（各施策一覧表）の表7（29頁）参照

行動計画

取組内容	平成26年度 (2014年度)	27年度 (2015年度)	28年度 (2016年度)	29年度 (2017年度)	30年度 (2018年度)	31年度 (2019年度)	32年度 (2020年度) 計画期間末	【中期】 42年度 (2030年度)	【長期】 62年度 (2050年度)
下水道革新的技術実証事業(B-DASHプロジェクト)による省エネ技術の普及	省エネ型の水処理技術の実証事業とガイドライン化		実証事業成果を全国へ普及拡大						
下水道革新的技術実証事業(B-DASHプロジェクト)によるバイオガス発電、固形燃料の低コスト・高効率化の推進	実証事業成果を全国へ普及拡大								
官民連携による下水熱利用の推進	ポテンシャルマップの作成	好事例の発掘・形成	水平展開	好事例の発掘・形成	水平展開	好事例の発掘・形成	水平展開	好事例の発掘・形成	水平展開
下水道に係る温室効果ガス排出削減(約153万t-CO ₂ /年(平成23年度))	→		約246万t-CO ₂ /年						
海洋エネルギーの活用促進のための安全・環境対策	実海域実証(波力)に用いられる発電施設について、安全・環境評価を実施		新たに実証試験が見込まれる方式(潮流、海流、海洋温度差)について、安全・環境評価を実施						

7-4 気象情報による環境貢献の高度化①

背景・課題

- 気候変動に関する政府間パネル(IPCC)では、地球温暖化問題への「適応策」と「緩和策」の両輪が必要不可欠と指摘しており、政府全体としても温室効果ガスの削減施策とともに、「適応策」について議論が進んでいるところ。
- 「緩和策」や「適応策」に資するため、陸・海・空からの観測・監視を継続して実施するとともに、長期的な監視情報や予測情報を拡充。

主要施策

I 地球温暖化観測・監視機能の充実・強化

- ・黄砂や海面水温、海氷の分布など、地球環境監視機能等を新たに付加した次期静止気象衛星「ひまわり8・9号」の打ち上げに向けた整備を推進。(ひまわり8号:平成26年度、ひまわり9号:平成28年度打ち上げ予定)

II 地球温暖化適応策策定に資する監視・予測情報の提供

- ・大気・海洋の温室効果ガスの観測データや海洋の酸性化に関する解析結果を引き続き提供していくとともに、より高精度のシミュレーションによる将来気候の予測情報を提供。

行動計画

取組内容	平成26年度 (2014年度)	27年度 (2015年度)	28年度 (2016年度)	29年度 (2017年度)	30年度 (2018年度)	31年度 (2019年度)	32年度 (2020年度) 計画期間末	【中期】 42年度 (2030年度)	【長期】 62年度 (2050年度)
地球温暖化観測・監視機能の充実・強化	次期衛星の製作・打上げ等		次期衛星によるデータ取得・提供					次々期衛星による観測の実施	長期継続監視による温暖化対策等への貢献
地球温暖化適応策策定に資する監視・予測情報の提供	地球温暖化予測情報第9巻の作成、公表、データ提供			地球温暖化予測情報第10巻の作成、公表、データ提供				最新の予測技術の導入による地球温暖化予測情報の更なる精緻化	着実なデータ提供を通じた適応策策定への貢献
予測情報のきめ細かさ	気候予測モデルの高度化						地域ブロック単位の温暖化予測	都道府県単位の温暖化予測	

7-4 気象情報による環境貢献の高度化②

主要施策

Ⅲ 再生可能エネルギー開発・運用に資する気象情報の提供

新規性の高い施策

・再生可能エネルギー発電施設の立地選定のために、風や日射量、海水温などの観測データや過去の気候を精緻に解析したデータを提供していくとともに、気象予測の技術を高度化させ、再生可能エネルギー発電施設の安定運用にも貢献。

行動計画

取組内容	平成26年度 (2014年度)	27年度 (2015年度)	28年度 (2016年度)	29年度 (2017年度)	30年度 (2018年度)	31年度 (2019年度)	32年度 (2020年度) 計画期間末	【中期】 42年度 (2030年度)	【長期】 62年度 (2050年度)
再生可能エネルギー開発・運用に資する気象情報の提供	気象庁55年長期再解析(JRA-55)の提供							長期再解析及び数値予報の更なる精緻化	着実なデータ提供を通じた再生可能エネルギー発電施設安定運用への貢献
	長期再解析、数値予報の精緻化								

7-5 地球地図の整備による環境貢献の高度化

背景・課題

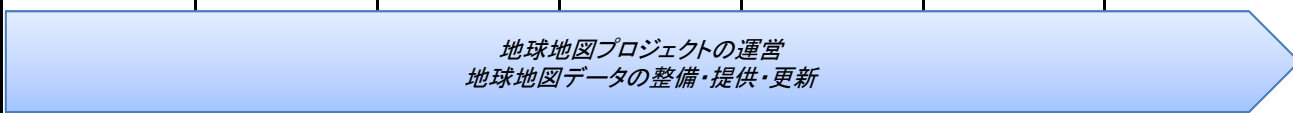

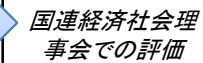
- 地球地図プロジェクトは、地球サミットにおけるアジェンダ21(1992年)を受けて我が国が提唱した地図・測量分野での国際協働プロジェクト(182の国・地域が参加。全陸域面積の96.1%)。
- 2013年の地球規模の地理空間情報管理に関する国連専門家委員会(UNCE-GGIM)においても、その活用を主要な活動の一つとすることで合意。

主要施策

I 地球地図プロジェクトの推進

- ・地球地図(解像度1kmのデジタル形式の地理空間情報。二次利用可能な地図情報で、約5年毎に更新。)を、各国と協働して、引き続き整備・提供。
(項目)交通網、境界、水系、人口集中地区、標高、植生(樹木被覆率)、土地被覆、土地利用
(100万分の1相当の縮尺で、地球全域を統一仕様で整備)
- ・UNCE-GGIM等の国際的な取組とも連携し、ニーズを踏まえ、より新しく、位置精度の高い地球地図の整備を推進。

行動計画

取組内容	平成26年度 (2014年度)	27年度 (2015年度)	28年度 (2016年度)	29年度 (2017年度)	30年度 (2018年度)	31年度 (2019年度)	32年度 (2020年度) 計画期間末	【中期】 42年度 (2030年度)	【長期】 62年度 (2050年度)
地球地図の整備による環境貢献の高度化								・国内外のニーズを満たすより詳細・高精度な地球地図の提供 ・地球規模環境問題対策における地球地図データの活用	地球規模の環境変化の履歴を科学的に把握し、各種の対策を効果的に実施
地球地図データ提供国数(118(平成25年度))					150	→	182		
									

7-6 ICTを活用した環境貢献の高度化

背景・課題

- 日本再興戦略や世界最先端IT国家創造宣言において、世界で最も安全で環境にやさしく経済的な道路交通社会の実現やビッグデータの活用の推進等について取り組む旨規定。
- ICTの利活用によるイノベーションの推進が必要。

主要施策

- I ITS技術を活用した路車連携による交通流対策** 新規性の高い施策
- ・ITSスポット等からの情報提供と車の自動制御(ACC: Adaptive Cruise Control)との連携などITS技術の更なる高度化の推進による渋滞緩和。
- II 公共交通におけるビッグデータの活用** 新規性の高い施策
- ・公共交通ビッグデータの活用により、人々の移動ニーズ情報を把握・分析。
 - ・利便性の高い新たな公共交通サービスの創出。

行動計画

取組内容	平成26年度 (2014年度)	27年度 (2015年度)	28年度 (2016年度)	29年度 (2017年度)	30年度 (2018年度)	31年度 (2019年度)	32年度 (2020年度) 計画期間末	【中期】 42年度 (2030年度)	【長期】 62年度 (2050年度)	
公共交通における ビッグデータの活用 ビッグデータを活用した利便性の高い公共交通サービス等の創出		<ul style="list-style-type: none"> ・公共交通データ分析手法の検討・提示 ・公共交通分析システムモデルの検討 ・政府の検討に合わせ、個人情報保護の観点から取扱方針の検討・整理 	<ul style="list-style-type: none"> ・自治体・地域の公共交通事業者による公共交通分析システムの構築 ・自治体、地域の公共交通事業者の公共交通分析システム活用による、公共交通活性化、新たな公共交通サービスの創出 						生活の豊かさ と安全・安心を 実感できる公 共交通社会を 目指す	—